

「教育福祉(Edufare)」
社会をめざし
社会的対話をすすめよう

日教組 政策制度 要求と提言

2021～2022年度版

「教育福祉(Edufare)」
社会をめざし
社会的対話をすすめよう

日教組 政策制度 要求と提言

2021～2022年度版

目次

■ 発刊にあたって P5

■ 教育をめぐる情勢と課題 P6・7

■ 重点政策 P9

- 子どもの育ちと学ぶ機会を保障する教育 P10
- 子どものいのち・人権を守る教育 P12
- 子どものゆたかな学びを保障する教育 P14
- 子どもを中心としたカリキュラム編成 P16
- 子どものゆたかな学びを保障する教職員配置の充実 P18
- すべての子どものゆたかな学びを保障する行財政 P20
- 教職員が安心とゆとりをもって働き続けられる労働条件の改善 P22

■ 政策各論 P25

1. 子どもの育ちと学ぶ機会を保障する教育 P26
 - 1) 子どもの学習権を保障し、学びの共同体としての学校改革
 - 2) インクルーシブな学校づくり
 - 3) 幼保一元化の実現と就学前教育の保障
 - 4) 特別支援教育からインクルーシブ教育へ
 - 5) 学校段階間の連携・接続
 - 6) 高校入試改革
2. 子どものいのち・人権を守る教育 P27
 - 1) 子どもを主体とする教育改革
 - 2) 人権教育の充実
3. 子どものゆたかな学びを保障する教育 P27
 - 1) 教育の情報化
 - 2) メディア・リテラシー教育
 - 3) 部活動
 - 4) ボランティア活動など社会奉仕体験活動
 - 5) 教員の養成・採用・研修の改善
 - 6) 教科書検定・採択制度の改善
4. 子どもを中心としたカリキュラム編成 P29
 - 1) カリキュラムと学力調査のあり方
 - 2) カリキュラム改革
 - 3) 「主権者」教育
 - 4) 普通職業教育・労働教育
 - 5) ものづくり教育
 - 6) 環境教育、防災・減災教育

5. 後期中等教育・高等教育の改革と政策	P30
1) 後期中等教育の機会均等	
2) 地域にねぎしたゆたかな後期中等教育	
3) 若年者の就労保障	
4) 定時制・通信制教育の条件整備	
5) 高等教育改革	
6) 私学教育の振興	
6. 子どものゆたかな学びを保障する行財政	P32
1) 教育財源の確保(義務教育)	
2) 教育財源の確保(後期中等教育)	
3) 学校現場を支援する教育行政	
7. 教職員定数改善	P33
8. 子どもの健康・安全と教育環境の充実	P33
1) 子どもの健康・安全	
2) 教育環境の充実	
9. 自主性・自律性を發揮した学校運営組織の構築	P34
1) 学校運営組織と校務分掌の見直し	
2) 「自己評価」を基本とした学校評価システム	
10. 教職員が安心とゆとりをもって働き続けられる労働条件の整備	P35
1) 労働基本権と公務員制度改革	
2) 「指導が不適切な教員」の人事問題	
3) 教職員の給与制度	
4) 学校の働き方改革の実現と労安体制の確立	
5) 働き続けられる労働環境の整備	
6) 雇用分野における男女平等	
7) 高齢雇用・雇用と年金の接続	
8) 臨時・非常勤教職員等の待遇改善と雇用安定	
9) 幼稚園・認定こども園教職員	
10) 事務職員	
11) 養護教員	
12) 現業職員	
13) 栄養教職員	
14) 実習教員	
15) 学校図書館職員	
16) 寄宿舎教員	
11. 男女平等	P39
1) 政策決定過程への女性の参画	
2) 男女の自立・平等・共生の教育	
3) ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し	
12. 平和・人権・環境・共生	P40
1) 憲法理念の実現	
2) 平和・人権政策	
3) 環境・エネルギー政策	
4) 共生社会の実現	
13. 国際連帯	P41
1) 国際連帯	

発刊にあたって

新型コロナウイルス感染症は、19年末以降瞬く間に世界に広がりました。日本においても感染症対策がとられる中、20年2月27日の安倍首相による突然の要請により、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一斉臨時休業が始まりました。卒業式・入学式・授業をどうするか、子どもたちの様子はどうか、教職員の勤務はどうなるのか等、多くの声が組合員から寄せられました。また、医療に従事する日教組組合員からは、地域医療を支え、感染症対策の最前線で奮闘している状況が報告されました。そして5月、再開された学校では、子どもたちへの寄り添い、感染対策、行事の見直し等、対応を求められました。

日教組は継続的に文科省・政党に対し、臨時休業中の教職員の服務、学校に必要な衛生器材の確保、保護者の私費負担の軽減措置、教育課程の柔軟な実施、大幅な教職員の加配措置等、現場実態をふまえて多岐にわたる対応を要請しました。20年6月の第2次政府補正予算では、学校の感染症対策、学習保障への支援として、405億円が、また12月の第3次補正予算では600億円が計上されることとなりました。

21年1月、中央教育審議会は「新しい時代の初等中等教育の在り方」について答申しました。今後めざす学校教育を、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」とし、内容は、学校における働き方改革、前倒しとなったGIGAスクール構想、小学校高学年の教科担任制等、多岐にわたります。学校が「全ての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であり居場所」という認識、教員不足の深刻さの課題等に触れているものの、その解決にむけての具体的な支援策は示されていません。またICTの導入について示されていますが、自治体間格差の是正、学習履歴やビッグデータの取り扱いに関するガイドラインの策定等が課題です。

21年3月には義務標準法改正案が成立し、小学校の学級編成の標準を5年間かけて35人に引き下げるようになりました。一律の引き下げは約40年ぶりです。引き続き、中学校・高校を含めた法改正やその他の教職員定数改善を求めていかねばなりません。また、21年6月には、地方公務員法の一部改正する法律案が成立し、公務員の定年の引き上げが決まりました。だれもが安心して働き続けられる職場環境の整備も急がれます。

この間私たちは改めて、人的にも予算的にも、学校にはゆとりが必要であることを確信しました。このような状況の中、広く社会的対話の手段として活用されることを願い、日教組は第11集となる「政策制度 要求と提言」(2021～2022年度版)を発刊します。子どもたちの学びの保障、子ども・地域の実態に即したカリキュラムの創造、教職員がゆとりをもって教育に携われる労働条件の改善にむけ、日教組は今後も憲法・子どもの権利条約の理念のもと、保護者・地域住民・働く仲間など広範な人々と歩みをすすめていきます。

2021年9月

日教組「政策制度要求と提言」作成委員会



(教育をめぐる) 情勢と課題



1. 子どもの人権・学習権、ゆたかな学びの保障を!

文科省調査によると、児童・生徒数が減少する中、19年度の小中学校・高等学校におけるいじめの認知件数は約61万件、長期欠席者数は約33万人、不登校者数は約23万人といずれも前年度より増加しています。厚労省等によれば、児童相談所の児童虐待相談対応件数の20年度速報値は、過去最多であった19年度から約5,000件増加し20万件に迫り、児童生徒の自死数は499人と19年の399人から大きく増加しています。

新型コロナウイルス感染症による、長期間の臨時休業、感染対策を講じながらの学校生活、長期休業期間の短縮、諸行事の変更や中止等、これまでの日常を大きく変えることが子どもたちに強いられています。差別や偏見などの人権問題も浮き彫りとなり、深刻な影響が危惧される中、子どもに寄り添った対応や心のケアはこれまで以上に必要となっています。さらに、東日本大震災・東電福島原発事故、熊本地震などの大規模自然災害等で被災した子どもへの継続的な支援、貧困状態にあり学習権が脅かされている子どもへの就学・修学支援等、すべての子どもが排除されず学びが保障される条件整備が急務です。

日本は、子どもの最善の利益を保障する「子どもの権利条約」を批准し27年目となるにもかかわらず、子どもを「未熟」な存在としてとらえ、権利や多様性を認めず、規律を守らせ保護するものだとする風潮が一部でみられます。このような中、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し懸念を表明し、子ども

の権利に関する包括的な法律、保護政策の策定を強く勧告(19年2月)しました。特に、差別の禁止においては、民族的マイノリティ(アイヌ民族を含む)、被差別部落出身者の子ども、外国につながる子ども、障害のある子ども、性的マイノリティの子どもなどへの差別の減少・防止のための人権教育の強化等を求めました。また、障害のある子どもに関しては、「統合された学級におけるインクルーシブ教育を発展させかつ実施すること」とし、ともに学ぶ環境を整備することを強調しています。さらには、過度に競争的システムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放することを求めました。「子どもの権利条約」や「障害者権利条約」の批准国として、私たちは、すべての子どもの権利や多様性を尊重し、ゆたかな学びを保障することを引き続き求めていかなければなりません。

子どもにとってのゆたかな学びは、市民社会の中で多くの人々とともに生き、憲法の理念を実現することにつながり、平和・人権・環境・共生を尊重する社会を築く力となるものです。家庭の経済状況・居住地・年齢・ジェンダー・障害・民族性などの社会経済的・文化的バックグラウンドに関係なく、すべての子どもが「Well-being(P12参照)」である社会の実現をめざし、ゆたかな学びの必要性を保護者・市民等に発信し、社会的対話をすすめていくことが重要です。

2. 子ども・学校現場の実態に応じた教育改革を!

中央教育審議会は、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について答申(21年1月)しました。答申では、学校が「全ての子供たちが安心して楽しく通える魅力ある環境であり居場所」と認識され、「正解」を求める教育への疑問、「同調圧力」への危惧、教員不足の課題に触れているものの、支援の具体は示されていません。また、新学習指導要領に関連し「学びの質と量を重視」し、学習内容の精選・厳選や授業時数の削減には触れていません。さらに、「学びの姿」を実現するための環境づくりを「子どものあるべき姿」にすり替え、「個別最適な学び」が自己責任論に転化されることが危惧されます。「だれ一人取り残さない」としているSDGsをふまえたゆたかな学びの保障が優先されるべきです。

学級編制標準を定めた義務標準法改正案が成立しました。小学校の学級編制標準を一律35人に引き下げ、21年度、小学校2年生を35人学級とし、それ以降、学年ごとに順次引き下げ、25年度に6年生が35人学級となります。一律の引き下げは40年ぶりであるものの、小学校のみの35人学級では不十分であり、小学校から高校までの20人以下学級の実現にむけ計画的な改善が早急に必要です。また、これまでの指導改善が十分できるような加配措置の継続も必要です。きめ細かな指導体制の確立、学校における働き方改革、持続可能な学校教育の実現にむけ、高校までの少人数学級の推進に市民・保護者をはじめ教育に係るすべての人たちと連携しとりくみを強化する必要があります。

教育インターナショナル(EI)とOECD等が共同で開催する「教職に関する国際サミット」のコンセプトは、「政府と組合(教職員)の対話がなければ、教育政策は成功しない」というものです。子ども・学校の実態に応じた現場からの教育改革を求め、社会的対話をすすめる必要があります。

3. 学校の働き方改革!

20年4月、改正給特法7条の施行により、在校等時間での勤務時間管理及び時間外在校等時間の上限を規制する学校の働き方改革の一歩が踏み出されました。これにより、文科省調査(20年12月)では、教職員の勤務実態把握を客観的な方法で把握している割合が、都道府県で91.5%、政令市85%、市区町村71.3%となりました。未だに、把握していない、自己申告による把握に留まる等の自治体に対しては、早急な改善を求める必要があります。また、管理職による勤務時間記録の改ざんや不正打刻の

強要等、違法な実態の報告があります。すべての自治体・教委において、改正給特法7条関連の条例・規則化のもと、適切に勤務時間が管理・把握されなければなりません。

日教組が実施した第3回「学校現場の働き方改革に関する意識調査(20年9月)」では、平日の1日の平均労働時間は10時間20分で、前年より33分短縮しました。しかし、依然として休憩時間の確保もされず、1日平均で2時間35分の時間外勤務を行い、それでも終わらない業務を持ち帰り、週休日すら業務が強いられている実態があります。7時間45分の勤務時間内ですべての業務を終わらせるためには、業務の大幅な削減、持ち授業時数の上限設定、少人数学級の推進、加配措置やスタッフ職の配置・拡充、「欠員」解消等の教育条件の整備とともに、教員の時間外勤務の抑制にむけ給特法の廃止、抜本的な見直しが必要です。

第204回通常国会において、「地方公務員法の一部を改正する法律案」が成立し、23年度から31年度まで2年ごとに1歳ずつ定年年齢が65歳まで引き上げられます。22年度早期の条例・規則化とともに、だれもが定年年齢まで働き続けられる環境整備が求められます。

教育現場において臨時・非常勤教職員が増加していることは大きな課題です。職務や責任も正規教職員と同様とされながら、不安定な雇用、諸手当の不支給、休暇制度等の課題は山積しています。同一価値労働・同一賃金の考え方のもと、安心して働ける制度設計が求められます。臨時・非常勤教職員の正規化をすすめるとともに、さらなる待遇・勤務条件の改善が必要です。

4. 「平和・人権・環境・共生」を理念とした民主社会の実現を!

私たちはこれまで、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという日本国憲法の理念の実現と子どもの権利条約の具現化をめざし、とりくみをすすめてきました。

しかし、平和主義という憲法理念、国家権力を制限する立憲主義を否定し、戦争のできる国づくりへとむかう憲法「改正」を現政府・与党は加速させています。第204回通常国会では、憲法改正の手続き法である「国民投票法改正法案」がCM規制等の課題について施行後3年を目途に検討するとし成立しました。

また、政府は、東電福島原発事故が収束していない中、50年カーボンニュートラル宣言を口実に原発依存の政策を継続しようとしています。

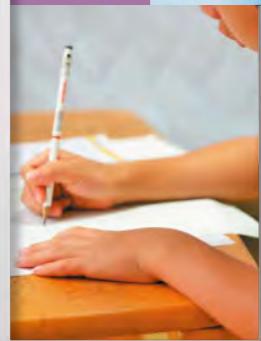
今、日本社会に求められているのは、「個人の尊厳」を追求する憲法理念の実現であり、未来を担う子どもたちの尊厳を守ることです。「平和・人権・環境・共生」の理念のもと、平和で民主的な社会を実現するため、全国連帯のとりくみを強化ていきましょう。

重点政策



子どもの育ちと学ぶ機会を保障する教育

- 憲法・子どもの権利条約・障害者権利条約を生かし、すべての子どもがともに学び続けられる制度の確立を！
- インクルーシブな学校制度の確立へ！



- インクルーシブな学校をめざし、すべての子どもに希望する場で必要な支援とインクルーシブ教育に対する教職員の理解を深める研修機会の確保をはかること。
- 外国籍の子どもたちは、義務教育の対象外となっていることで様々な問題が起きていることから、子どもたちへの十分な教育を国レベル、自治体レベルで保障すること。
- 子どもの貧困対策に関する大綱を実効あるものとするよう、貧困率の削減や、相対的貧困層の子どもたちの進学率等に具体的な数値目標を設定し、とりくむこと。

子どもたちが安心して育ち、学ぶことが難しくなってきています。

子どもたちの生存権(憲法25条)や教育を受ける権利(26条)等が侵害されています

不就学の可能性がある外国籍の子ども
1万9,654件
(文部科学省・2019年)

性同一性障害の児童生徒のうち
学校で何らかの「配慮」を受けている子どもの割合
約6割
(文部科学省・2014年)
継続的な実態調査が必要です！

児童相談所の児童虐待相談対応件数
19万3,780件
(厚生労働省・2019年)

いじめの認知件数
61万2,496件
(小・中・高・特別支援学校)
(文部科学省・2019年)

子どもの貧困率
13.5%
(子どもの7人に1人が貧困)
ひとり親家族の貧困率
48.1%
(厚生労働省・2018年)

1年以上の居所不明児童生徒
57人
(文部科学省・2018年)

子どもたちをとりまく厳しい現状

人権の認識が弱まると
「助けて」と言えない
社会になります。



外国につながる子どもたち

■ 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数(外国籍・日本国籍)の推移



外国につながる子どもたちの教育の保障には通訳の保障、教職員のさらなる配置等が必要です。

インクルーシブ教育の推進

学校教育法施行令の改正(2013年9月)によって、就学先決定については「本人・保護者の意向を最大限尊重する」となりました。しかし、専門家の総合的判断とされ、地域の学校での就学が保障されていません。

障害者権利条約24条2項(教育)

締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されること及び障害のある児童が障害に基づいて無償かつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されること。

しかし!

障害を理由とした普通学級での教育からの排除や分離は、障害者権利条約にもとづく子どもたちの教育への権利の重大なもしくは組織的な侵害になる。

(国連障害者権利委員会スペイン調査報告[2018年5月])

特別支援学級・特別支援学校の児童・生徒数は過去最高を更新し続けています！

特別支援学級・学校の児童生徒の推移状況



定員内不合格の課題

定員内不合格とは

1963年(昭和38年)に出された「公立高等学校入学者選抜要項」において、「高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当ではない」とする考え(いわゆる「適格者主義」)にもとづき、志願者数が定員に満たないにもかかわらず、受験者を不合格にすること。

現在は入学の判断は各学校にゆだねられているが、この「適格者主義」により定員内不合格を出している自治体が多い。

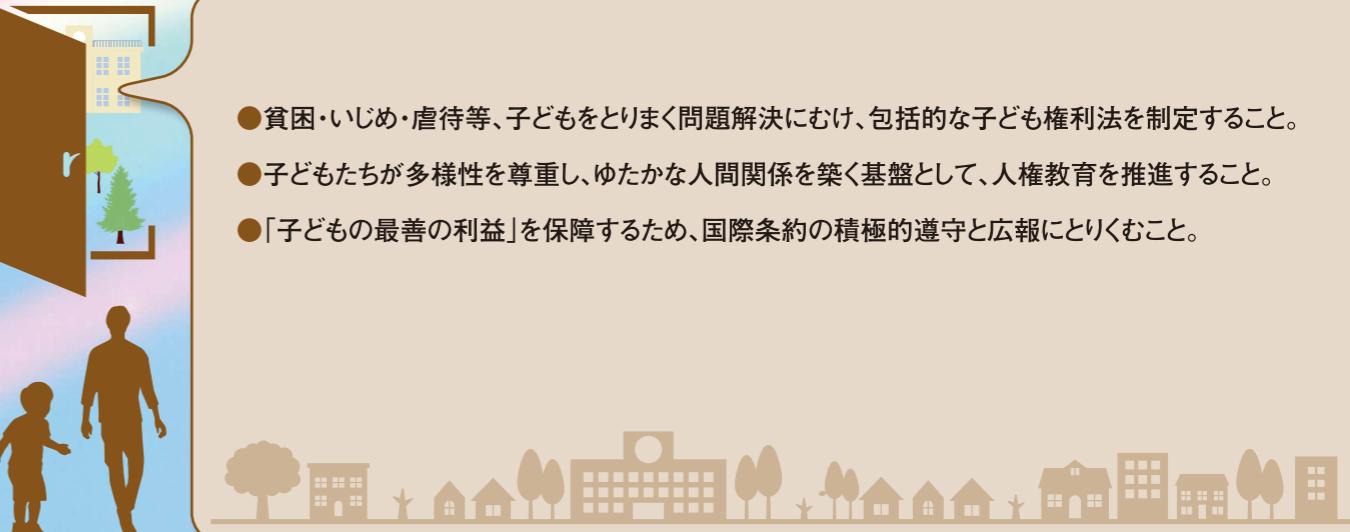
日教組調査では定員内不合格を出していないのは数都府県になっており、文科省は、子どもの学びの場が狭められないよう、実態をしっかりと調査すべきです。

都道府県	ア.定員内不合格でも不合格にする可能性がある。	イ.定員内であれば原則不合格は出さないこととしている。
47都道府県 計	32	15

文科省「公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」2018年度より

子どものいのち・ 人権を守る教育

憲法・子どもの権利条約・障害者権利条約を生かし、
すべての子どもがWell-being(幸福)となる教育改革を！



- 貧困・いじめ・虐待等、子どもをとりまく問題解決にむけ、包括的な子ども権利法を制定すること。
- 子どもたちが多様性を尊重し、ゆたかな人間関係を築く基盤として、人権教育を推進すること。
- 「子どもの最善の利益」を保障するため、国際条約の積極的遵守と広報にとりくむこと。

Well-beingとは、幸福・健康など人々の状態を表す言葉。WHO憲章の「健康」の定義に、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(well-being)にあることをいいます。」(日本WHO協会訳)とあります。



子どもの幸福度
身体的健康は1位
精神的幸福度は37位
***精神的幸福度**
||
生活の満足度
若者の自死率等
ユニセフ2020調査より

学校・社会は子どもたちの声を聴けているでしょうか？

新型コロナウイルス感染症による「一斉休業」で子どもたちは…

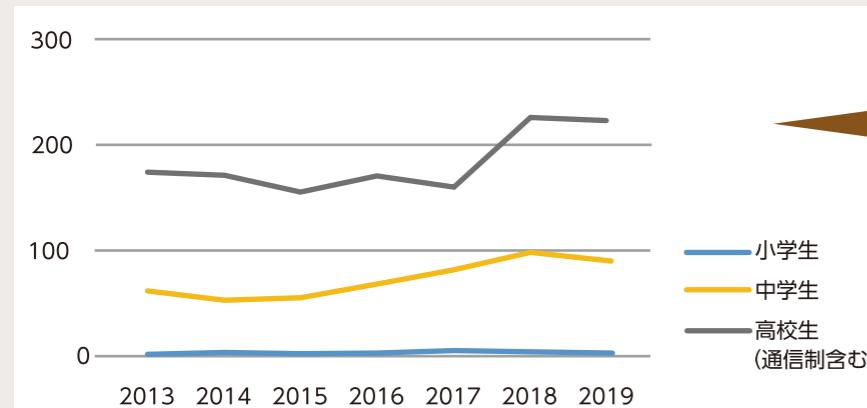
- 友だちと会えないのがいやだった。
- 授業がオンラインで配信されたが、一方的に質問できなかった。
- 難しいと思うけど、学校はその子に合った対応をしてほしい。

どんな学校が理想かな…

- 認めてもらえる。
- 信頼関係がある。
- 自分で授業がつくれる。

2020毎日メディアカフェ 教育シンポジウム発言より

■子どもの自死の推移



**子どもがSOSを
出せる社会を！**

自死の原因の6割は「不明」(文科省調査)で、複合的な要素が絡みはっきりと解明することは困難です。一方で、相談機関や医療機関からは「孤立」や「無価値観」がキーワードであると指摘されています。

国連・子どもの権利委員会からの勧告

- 包括的な反差別法を制定すること。
- 子どもに対する差別を減少・防止するための措置(意識啓発プログラム・人権教育等)を強化すること。
- 子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、正当に重視されること。
- 保育の質を確保しつつ向上させるための具体的措置をとること。

各自治体で
「子どもの
権利条例」の
制定を！

子どもの権利に関する総合条例を策定している自治体

(北海道) 奈井江町・芽室町・札幌市・幕別町・北広島市・土別市、(新潟県) 上越市、(岩手県) 遠野市・奥州市、(石川県) 白山市・内灘町、(富山県) 魚津市・射水市、(宮城県) 石巻市、(青森県) 青森市、(岐阜県) 多治見市・岐阜市、(長野県) 長野県・松本市(東京都) 目黒区・豊島区・小金井市・世田谷区・西東京市、(栃木県) 日光市・市貝町・那須塩原市、(神奈川県) 川崎市・相模原市、(山梨県) 甲府市、(三重県) 名張市・東員町、(京都府) 亀岡市、(奈良県) 奈良市、(愛知県) 豊田市・名古屋市・岩倉市・日進市・幸田町・知立市・知多市・東郷町・津島市(大阪府) 泉南市、(福岡県) 志免町・筑前町・筑紫野市・宗像市・川崎町・那珂川市

50 / 1967自治体

2021年4月現在、NPO法人子どもの権利条約総合研究所HPより

子どもの権利条約の具現化にむけ「権利保障」を基盤に据えた人権教育が必要です。

この世に生きるすべての人は、性別、国籍、年齢を問わず、生まれながらにして、かけがえのない価値を持ち、一人ひとりが「人間らしく生きる権利」を持っています。この権利は平等であり、奪うことはできません。この権利を社会全体で守り、尊重することによって、人びとが平和に、自由に暮らせる社会が築かれるのです。人間のための権利。それが「人権」です。

アムネスティ日本HPより

ハンセン病対策の過ちを繰り返さないために 人権教育の推進を！

かつて、ハンセン病への根拠のない恐怖心と偏見・差別意識を多くの人々が持ち、日本は「らい予防法」による隔離政策で、90年にわたり患者の人権を侵害してきました。2019年この法律が日本国憲法に違反すると判断され、国は元患者の名誉回復と社会復帰にとりくんでいます。しかし、今なお故郷に帰ることができない人もいます。ハンセン病問題は過去のものではありません。

全人教「人権教育実践ブックレット8」より

「不安・恐怖」⇒「忌避意識」⇒「差別・偏見」も人権侵害につながります。
「知る・気づく」⇒「おかしいと声をあげる」力になるのが人権教育です。

子どものゆたかな学びを保障する教育

■ 子どもの学ぶ意欲やゆたかな学びを重視し、子ども一人ひとりの学力保障と教職員の専門性向上を！



- 子どもの課題にむきあい、インクルーシブの視点を重視した教育をすすめること。
- 「デジタル・シティズンシップ教育」を推進すること。
- 情報を批判的に読み解く力・見抜く力、有効な情報を活用・発信・伝達する力とともに、批判的デジタルリテラシーを育む教育をすすめること。
- 教職員の専門性を高めるための自主的、主体的な研修の機会を保障すること。
- ICTはツールの一つであり、教育の市場化や画一化を避けること。

子どもに寄り添い、その子とともに課題に向き合うために

私たちのめざす学び

「一人ひとりの子どもの学びは、仲間とともに学ぶことで高められ、その経験はよりよい社会を創造していくこともあります。序列化や過度の競争ではなく、子どもの視点に立ち、学びのあり方を問い合わせ直し、創造的な教育活動を推進していく必要があります。」

日教組第69次教育研究全国集会基調より

子どもが学校の授業に対して感じていること

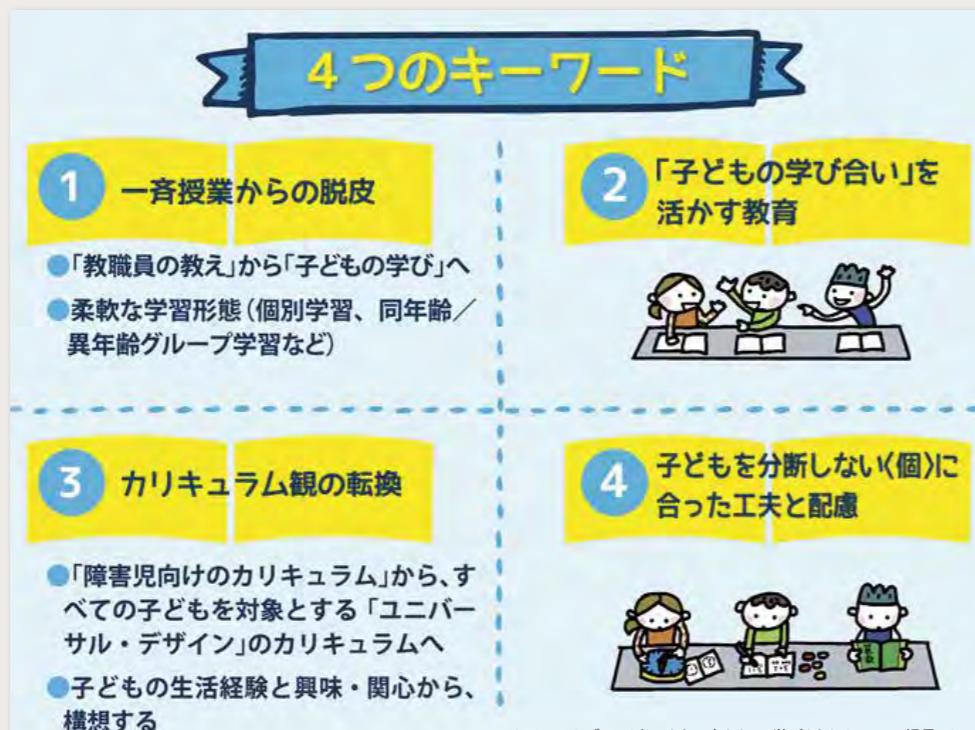
「黒板に書いてあることをノートに書いて、先生の言ったことを覚えてという一律の学び方に疑問を持ちました」「生徒を楽しませる授業を全力でやっているのかを聞きたい」

2020毎日メディアカフェ教育シンポジウム発言より

子どもたちの感じていることを受けとめ、学びを創造していくことが重要です。

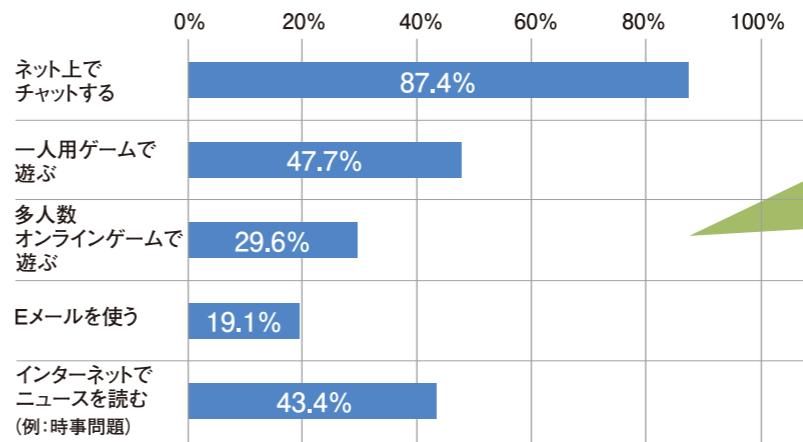
子どもの
ゆたかな学びを
保障するには…

「できる・できない」のまなざしで見て比べたり競わせたりすることで、自尊感情を傷つけられる子どももいます。子どもの話をじっくり聞き、子どもに寄り添い、課題に向き合っていくことができる学校現場となることが必要です。教員の専門性は子どもとともにあることから培われるものです。



子どもとの日常のかかわりの中でこそ専門性が高められます!

情報モラル教育からデジタル・シティズンシップ教育へ



日本の子どもたちの現状

- ・チャットやゲームで遊んでいる。
- ・調べ学習に検索サイトを活用している。
- ・友だちとの関係性からスマートフォンが手放せない。



スマート
フォン
利用

小学生43.5%
中学生69.0%
高校生92.8%

(2020年度内閣府調査)

これまでの「情報モラル教育」——「ルールとマナー」「消極的な使い方」



「ネット依存にならないように、けじめをつけること。」

これから
必要になること

「適切な使い方を考えること。」「時間を決めて使うこと。」「ルールを決めること。」

しかし… ソーシャルメディア上では
さまざまな課題が起こっています！

情報の真偽を見分けること、ヘイトスピーチへの対応、「フェイクニュース」の拡散、自分のプライバシー保護など…

デジタル・シティズンシップ教育

- ・情報を効果的に見つけ、アクセスすること。
 - ・情報を利用、創造していくこと。
 - ・他者とともにとりくむこと
 - ・自分の権利を意識しつつ、責任をもつこと。
- (ユネスコ 2016年)

子どもたちが社会(デジタル社会)に主
体的にかかわり、他者とともに生きてい
くことをめざします。

情報モラルとデジタル・シティズンシップの比較

情報モラル教育	デジタル・シティズンシップ教育
詳しい人物による専門的な指導	だれもが普遍的に参加する教育
抑圧的	促進的
テクノロジーの利活用に対して消極的	テクノロジーの利活用に対して積極的
「非行動」につながる	「冷静な行動」につながる

〔デジタル・シティズンシップコンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び〕より

子どもを中心に据えた カリキュラム編成

■ 平和・人権・環境・共生の視点をふまえ、
地域や子どもの実態に応じたカリキュラム編成を！



- 学習指導要領が大綱的基準であることをふまえ、弾力化をすすめること。
- 全国学力・学習状況調査については、カリキュラムに与える影響が大きいことと悉皆調査をする必要性がないことから、調査のあり方を抜本的に見直すこと。
- 子どものゆたかな学びを保障し、各学校のカリキュラムに資する条件整備をすすめること。
- 「主権者」教育や労働教育の視点を各学校段階のカリキュラムに位置づけ、様々な活動や体験を通して学ぶ機会を保障すること。

標準授業時数の変遷について(年度は小学校における開始年)

1992年	2002年	2011年	2020年
学校週5日制月2回 生活科の新設	完全学校週5日制教育内容の厳選 「総合的な学習の時間」新設	(2009年から先行実施) 言語活動の充実	主体的、対話的で 深い学び
(小学校) 1015 (中学校) 1050	(小学校) 945 (中学校) 980	(小学校) 980 (中学校) 1015	(小学校) 1015 (中学校) 1015

小5(1単位時間:45分)

	年間総授業時数(全国平均) 2017年度(平成29年度)	(参考)標準授業時数 2017年度(平成29年度)
小5	1040.2単位時間	980単位時間

中1(1単位時間:50分)

	年間総授業時数(全国平均) 2017年度(平成29年度)	(参考)標準授業時数 2017年度(平成29年度)
中1	1061.3単位時間	1015単位時間

「時数確保」のために余剰時間をとり、標準授業時数を大きく上回る年間授業時数を設定する現場実態があきらかに！

文科省「公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」2018年度より

授業時数を設定するのは学校

- ・各学校においては、児童生徒の実態及び標準授業時数を踏まえて、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定する必要がある。
- ・不測の事態により当該授業時数を下回った場合、(中略)下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1に反するものとはしない。

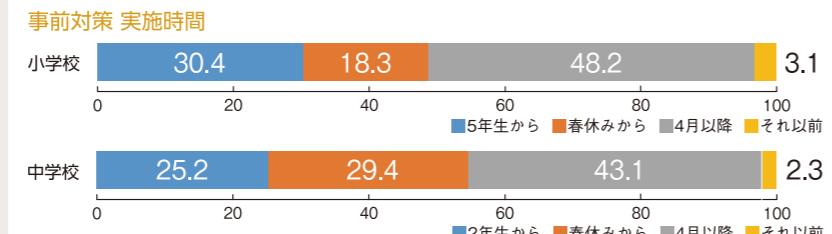
平成30年度(2018年度)公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について(2019年3月文科省通知)

なのに中教審は
授業時数の確保を提言…

「総枠としての授業時数(学年ごとの年間の標準授業時数の総授業時数)は引き続き確保した上で、(中略)学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設けるべきである」

(2020年中教審答申)

★ 授業時間を使って「全国学力・学習状況調査の事前対策を行っている」小学校は53.4%、中学校は28.2%(日教組調査)にのぼります。



学習内容の精選は行われないまま、授業時数を割いて全国学力調査の事前対策が行われている実態があり、子ども・教職員の負担増とともに「学び」が本末転倒しています。

「子どもを中心に据えたカリキュラムづくり」をすすめるために

ゆたかな学びの創造を

超勤・多忙化の解消の実現にむけた具体的な調整を！

- ・教職員の仕事が常に飽和状態である学校は、よい環境であるとはいえない。業務の削減は急務です。

現場で教育研究活動の充実を！

- ・子どもも理解を重ねることで、子どもたちや学校の実態に沿った教育研究活動が充実します。子どものことを話せる時間を生み出すための環境を整えることが必要です。

(日教組カリキュラム提言より)

業務負担軽減のとりくみをおこなった学校現場の声

- 放課後に学力保障の時間や子どもたちとゆっくり話す機会を設けやすくなった。
- 子どもたちと向き合う時間ができた。
- 教材研究の時間に余裕ができた。
- 学年等で打ち合わせをすることがしやすくなったり。
- 学校が落ち着いてきた。

(第68次教育研究全国集会リポートより抜粋)

よりよい社会をつくるために主権者教育の充実を！

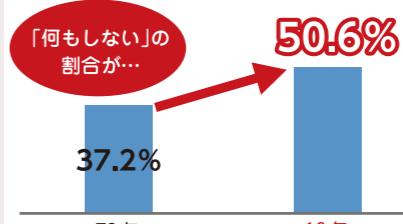
「主権者教育」について

- 15歳(18歳)から労働者となる子どもにとって必要。
- 市民として地域社会に参画するための意欲と知恵の獲得である。
- 子どもたちが社会に参加し、エンパワーレスされる体験をつくる。

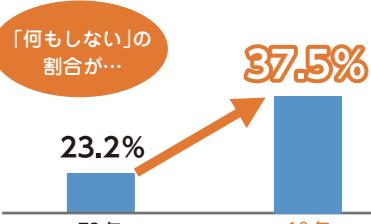
(日教組全国教研での議論より)

「おとな」は問題がおきたときにどう対応しているか？

会社でつよい不満がおきたとき、労働条件は次第によくなっていくと思うから、しばらく事態を見守る。



住民の生活を脅かす公害問題が発生したとき、波風を立てずに解決することが望ましいので、しばらく事態を見守る。



(「日本人の意識調査(2018) NHK放送文化研究所」より作成)

「権利行使の主体」としての経験、自らがまわりにはたらきかけていく経験が主体者意識を醸成し、よりよい社会を形成する主権者を育てることにつながります！

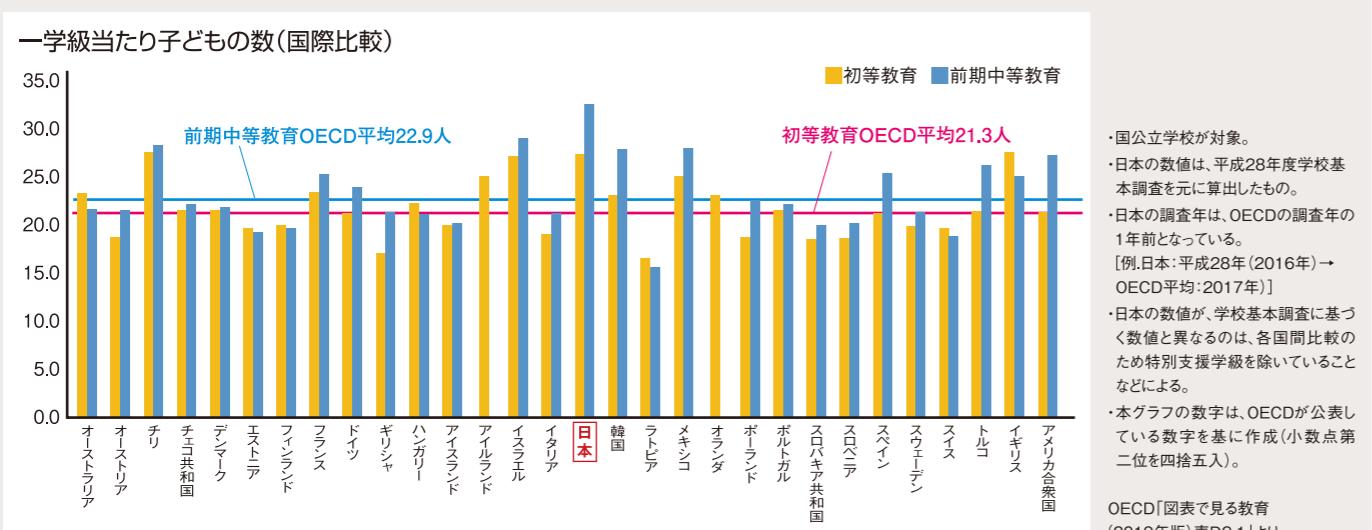
子どものゆたかな学びを 保障する教職員配置の充実



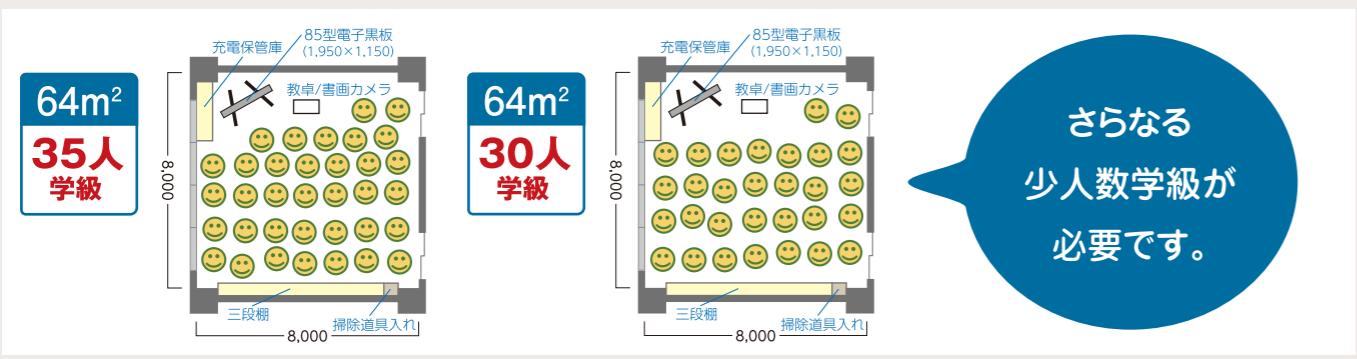
■ 義務標準定数法第3条・高校定数法第6条改正を含む 計画的な少人数学級実現を！

- きめ細かな対応と新しい生活様式のため少人数学級の実現をはかること。
 - 少数職種(養護教員・栄養教職員・事務職員等)の定数を改善すること。
 - 持ち授業時数軽減をはかるための教員を配置すること。
 - チーム学校における教職員・スタッフ職の拡充及び待遇を改善すること。

1クラスあたりの子どもの数をOECD平均に!



国・州	学級編制標準(基準)		教室の面積
ドイツ(ベルリン州)	小学校	24~26人	65m ²
	総合制学校	26人	
	ギムナジウム(小5~高1相当)	32人	
イタリア	小学校	最小15人、最大26人	1.80m ² /人 (教壇・本棚等の面積は除く)
	中学校	最小18人、最大27人	
カナダ(ブリティッシュコロンビア州)	小1~小3 小4~高3	24人 30人	最小75m ²
韓国(ソウル)		26人	平均67m ²

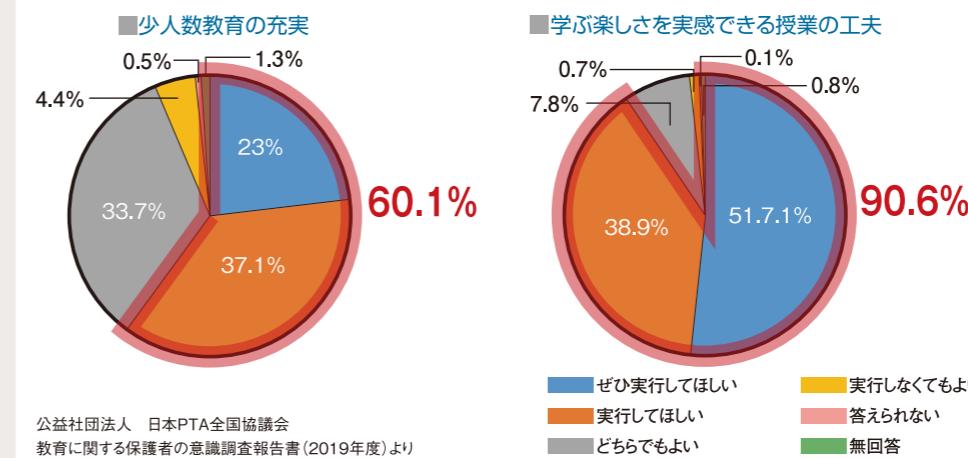


教員の業務内容は多岐にわたり、
正規の勤務時間では業務が終わらないのが実態です

■ 1日の勤務時間(業務内容別)		小学校(教員)		中学校(教員)	
No.	業務内容	平日	土日	平日	土日
①	授業	4:25	0:08	3:26	0:03
②	授業準備	1:17	0:13	1:26	0:13
③	生徒指導等	1:20	0:02	1:29	0:03
④	部活動等	0:10	0:04	0:47	2:09
⑤	会議等	1:40	0:15	1:57	0:19
⑥	事務作業等	1:25	0:09	1:34	0:16
⑦	研修	0:26	0:01	0:18	0:01
⑧	その他(外部対応等)	0:19	0:09	0:21	0:08
		11:02	0:58	11:18	3:12

¹⁾文科省「教員勤務実態調査(平成28年度)(確定値)について」業務内容別の勤務時間②(時系列変化:教諭・平日・土日)より。

保護者は少人数学級を望んでいます。また、学ぶ楽しさを実感できる授業の工夫のためには教材研究の時間の確保が必要です。



持ち授業時間数が多いことや校務分掌等の事務的業務、学級運営等に時間を費やしています。教材研究・授業準備に時間をもつと使用したい。スタッフ職の拡充をはかってもらいたい。

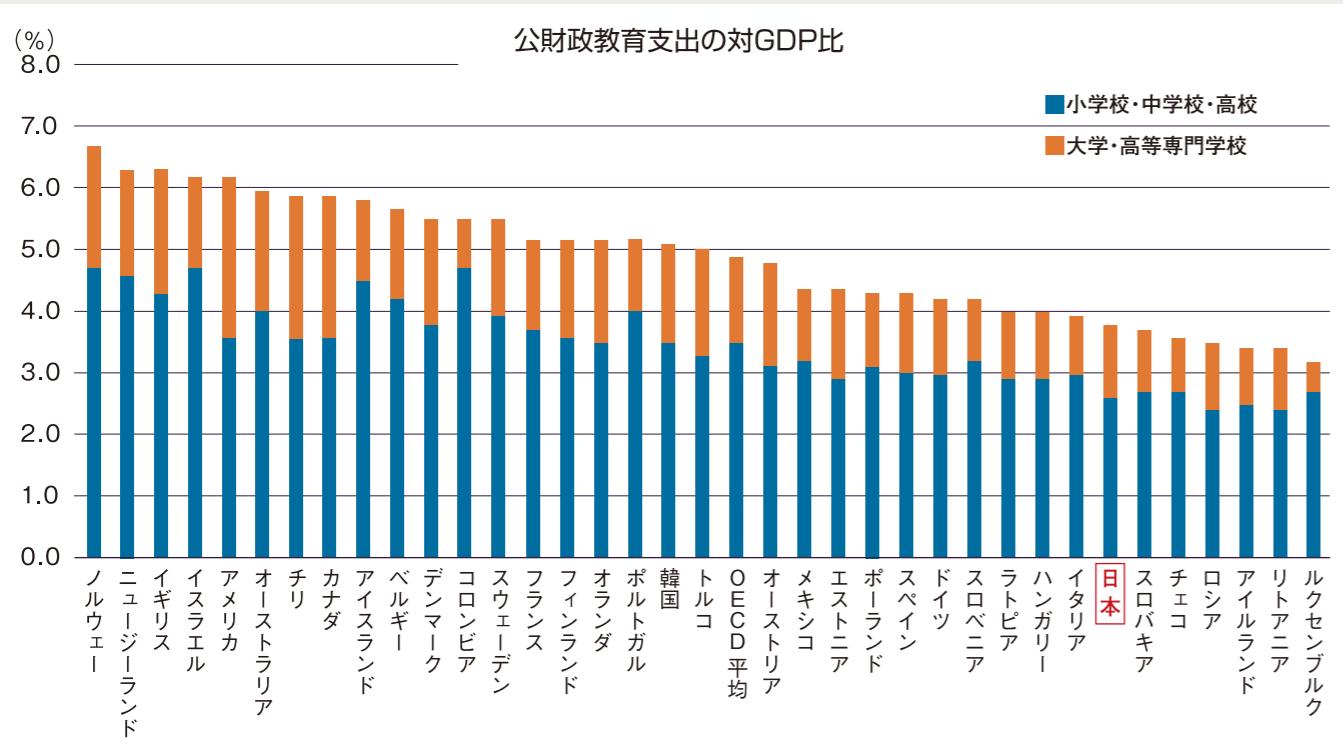
(小学校 教員)

すべての子どもの ゆたかな学びを保障する行財政

■ 教育格差を拡大させないためにも、
国責任で十分な教育財政の確保を！

- 国・地方合わせた教育に対する公財政支出をOECD平均以上とすること。
- 人材確保法や義務教育費国庫負担制度の趣旨をふまえ、教職員確保のための措置とともに教育の機会均等とその水準維持向上をはかること。
- 教育諸条件の充実をはかるため、教育予算の総額が安定的に確保されるよう、使途を教育に限定したしくみを構築すること。
- 子どもの就学、修学保障のため就学援助・修学支援（奨学金含む）を拡充すること。
- すべての子どもに学ぶ機会を保障するために、高校授業料無償化、給付型奨学金の拡充など私費負担削減をはかること。

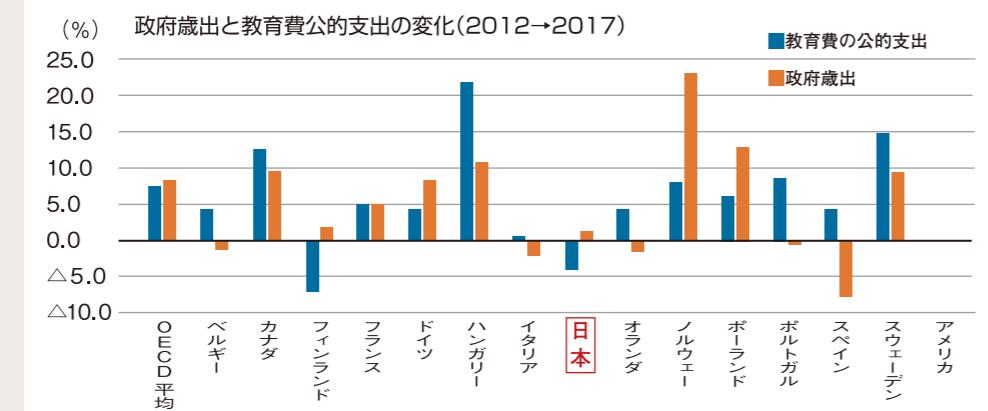
日本の教育予算は世界で最低レベル。国の教育予算の拡充を！



政府歳出が増えれば教育費も増える諸外国。

ベルギーやスペインでは、政府歳出が減っても教育費は増額！

一方、政府歳出が増えても、教育費は増えない日本…。



OECD「Education at a Glance 2020」より

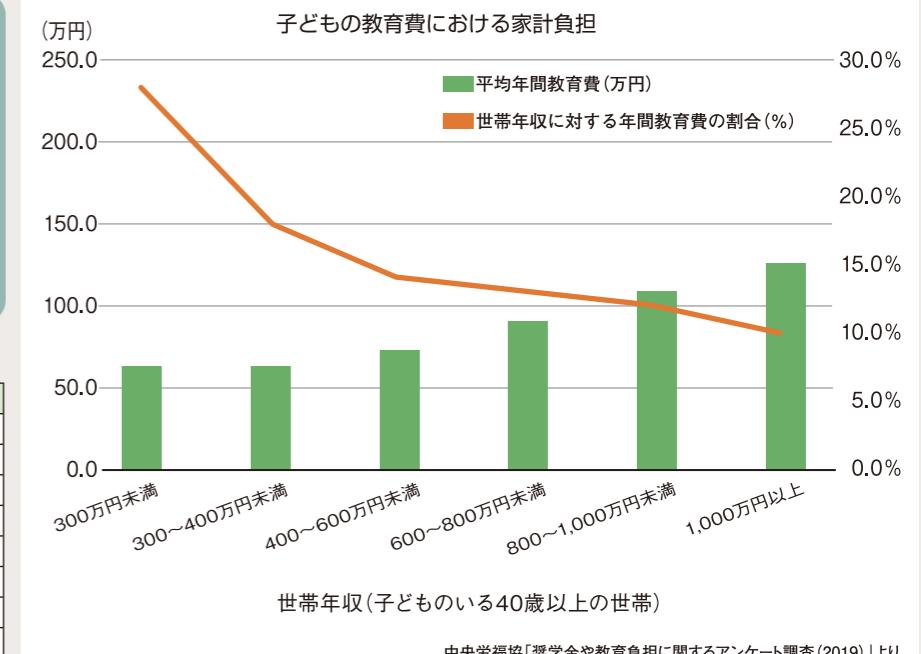
家計負担を軽減し、すべての子どもに教育機会を保障する施策を！

子どもの教育のために大きな家計支出が必要。家計収入によって進路選択が制限されてしまう。低所得層や中間層において子どもの教育費の負担は大きい。

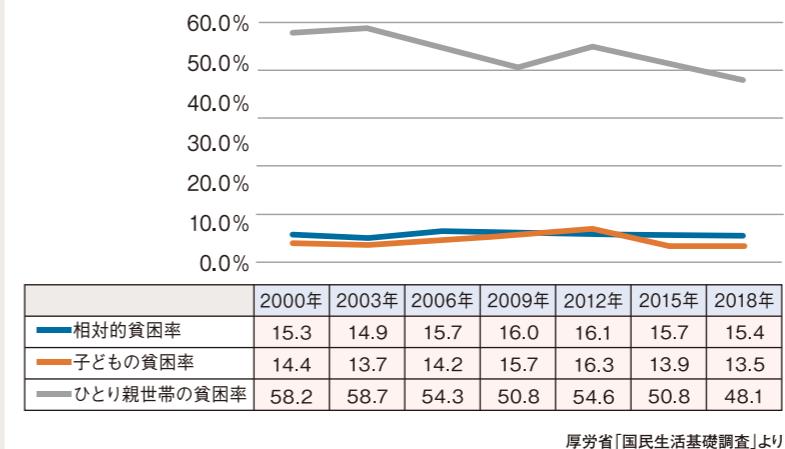
高校卒業までの学習費の家計負担

ケース	就学先公立・私立区分				学習費総額 (千円)
	幼稚園	小学校	中学校	高校	
A	公立	公立	公立	公立	5,436
B	私立	公立	公立	公立	6,349
C	公立	公立	公立	私立	6,974
D	私立	公立	私立	私立	7,887
E	公立	公立	私立	私立	9,728
F	私立	公立	私立	私立	10,641
G	私立	私立	私立	私立	18,305

文科省「平成30年度子供の学習費調査」より



日本における子どもの貧困率



	相対的貧困率	子どもの貧困率
フランス	8.3%	11.5%
ドイツ	10.4%	12.3%
イギリス	11.1%	11.8%
OECD平均	11.7%	13.1%
カナダ	12.4%	14.2%
イタリア	13.7%	17.3%
日本	15.7%	13.9%
アメリカ	17.8%	20.9%

OECD:Family database (2016) より

ひとり親世帯の貧困率は依然高い状況で、子どもの貧困率は一向に改善されていない。G7(先進7カ国)の中でも日本は比較的高い貧困率。

教職員が安心とゆとりをもつて働き続けられる労働条件の改善



- 教職員の生活時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスの実現を！
- 慢性的な長時間労働の是正を！

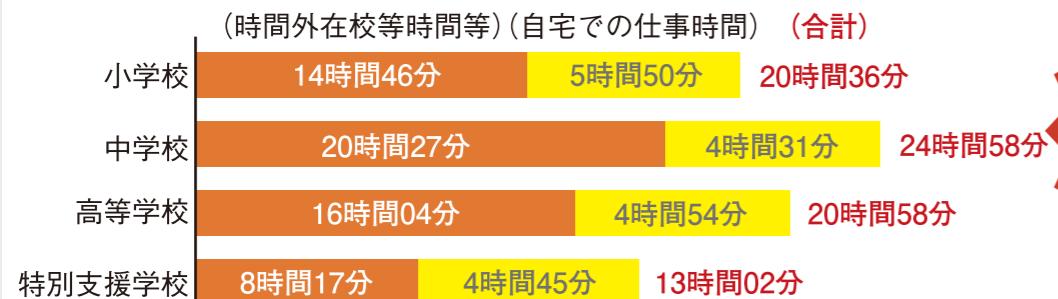


- 教職員の職務の複雑・困難・責任の度に見合った給与改善を行うこと。
- 長時間労働是正・生活時間の確保のため、定数改善・業務削減等実効性ある施策をすすめること。
- 改正給特法第7条関連の時間外在校等時間(月45時間・年360時間)の遵守とともに、36協定の締結・遵守に努めること。
- すべての職場で労働安全衛生体制の整備および機能強化をすすめること。
- 臨時・非常勤教職員等については、その処遇を改善するとともに、可能な限り正規化をはかること。
- すべての職場で労働安全衛生体制の整備および機能強化をすすめること。
- 女性の参画を積極的にすすめ、男女がともに役割を担う職場、セーフティネットの観点から、誰もが多様な働き方を選択できる労働環境を実現すること。
- ILO勧告にもとづき、国際的な労働基準を満たした自律的労使関係を確立すること。

教職員の長時間労働是正は喫緊の課題です

※1週間の所定の勤務時間は38時間45分です。

1週間あたりの時間外労働の状況

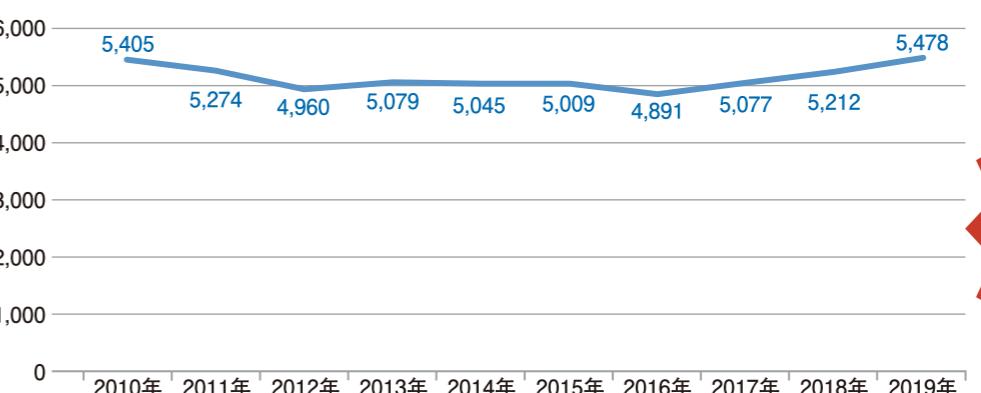


1ヶ月の過労死ライン、80時間を超えるような実態です

※日教組「学校現場の働き方改革に関する意識調査」(2020年9月)「教職員の1週間の労働時間」は、勤務日と週休日における勤務時間(在校等時間等)と自宅仕事時間を合計したもの

10年前から精神疾患による病気休職者が高まりしています

精神疾患による病気休職者の推移(教育職員)

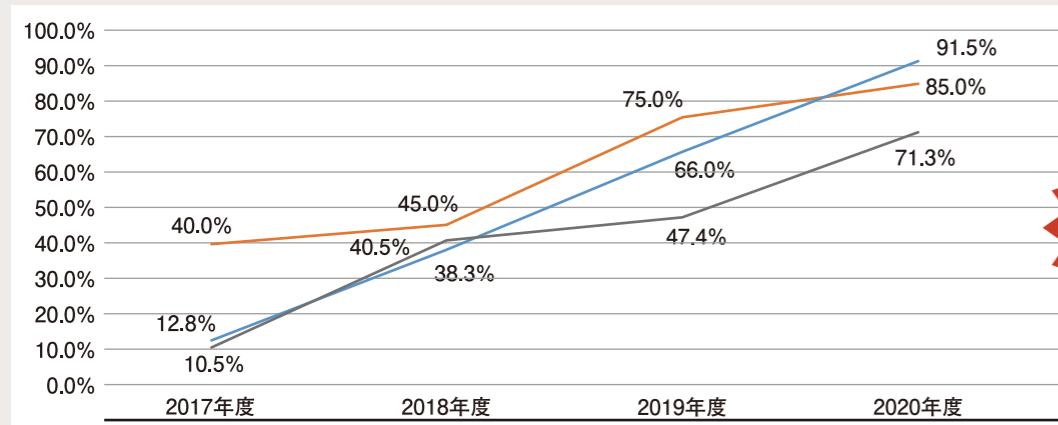


5,478人
(全体の0.59%)、
169人に1人の教員が
精神疾患を理由に、
病気休職して
います!

※文科省「平成26・令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」より

客観的方法その他の適切な方法により勤務時間の把握をしていないのは上限指針・労安法違反です

ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的方法で把握している自治体(率)



100%導入に至っていません

※文科省「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」(2018年)
※ 同「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(2019年・2020年)より

——都道府県 ——政令市 ——市区町村

学校・教職員の業務の見直し、負担軽減が必要です

地域の人たちに支えられる学校

- 部活動指導員
- スクール・サポート・スタッフ
- スクール・カウンセラー



- 保護者
- 地域のみなさん
- 学習指導員
- スクール・ソーシャル・ワーカー
- 警察・補導員

- 地域の人たちに支えられる学校
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整
- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
- ⑤ 調査・統計等への回答等
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応
- ⑦ 校内清掃
- ⑧ 部活動
- ⑨ 給食時の対応
- ⑩ 授業準備
- ⑪ 学習評価や成績処理
- ⑫ 学校行事等の準備・運営
- ⑬ 進路指導
- ⑭ 家庭への対応
- 児童生徒・支援が必要な場合
- 教師の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
- 学校の業務だが、児童生徒の休み時間にかかる必要のない業務

2019年1月25日 中教審答申より

基本的に学校以外が



1 子どもの育ちと学ぶ機会を保障する教育

1) 子どもの学習権を保障し、学びの共同体としての学校改革

政策目的

○保護者の状況にかかわらずすべての子どもがともに学び続ける制度を確立する。

○保護者・地域と連携した学校づくりを行うための条件整備等を充実させる。

具体策

- ・子どもたちが主体的に学習にとりくめる教育が円滑になれる策を講ずること。そのため学校の裁量権を拡大し、地域・保護者・子どもが参画できるための条件整備をすすめること。
- ・一人ひとりの子どもの関心に応える授業づくりを地域・保護者・教職員が力を合わせてつくりあげるとりくみを支援すること。
- ・学校の序列化、地域間格差をもたらすことになるため、学校選択制が完全自由化になる制度は導入しないこと。
- ・「学校、家庭及び地域が連携し、社会全体で子どもを育てる」学校週5日制の意義・目的が十分達成されるための条件整備を行うこと。また、学校5日制の意義をふまえ、「土曜授業」は行わないこと。
- ・地域の実態をふまえ、すべての都道府県に少なくとも1校以上の夜間中学を設置すること。また、外国につながる生徒の在籍率が高い実態もふまえた上で学ぶ機会の確保のための教職員加配措置、教材・教具、旅費等の十分な予算措置にとりくみ、希望するすべての夜間中学生に就学援助制度を適用すること。

2) インクルーシブな学校づくり

政策目的

○すべての子どもが排除されず、安心して過ごせる学校づくりを行うための条件整備を充実させる。

具体策

- ・公立学校における日本語指導体制を拡充すること。「特別な教育課程」としての「取り出し指導」を行う場合には、本人・保護者の意向尊重を原則とともに、それにかかる人的配置の拡充を行うこと。母語や母文化の指導についても、専門的なスタッフや学習機材などを充実させること。また、高校における体制整備も併せて早急に行うこと。
- ・SOGI(性的指向・性自認)に関する認識を深めるとともに、性的マイノリティの尊厳を保障するための指針を作成し、施策に盛り込むこと。

- ・子どもの権利条約、障害者権利条約、人権規約など国連の人権諸条約をふまえ、子どもの教育を受ける権利を保障すること。
- ・民族的マイノリティ、性的マイノリティも含め、すべての子ども

たちが安心して教育を受けることができるよう学校環境の整備を行うこと。

- ・子どもたちが地域で高校教育を受ける権利を保障するため、障害のある生徒の高校入試・学校生活等における合理的配慮、外国につながる生徒への個別配慮を含めた諸条件の整備を行うこと。

3) 幼保一元化の実現と就学前教育の保障

政策目的

○保護者の就労等で地域の子どもが分けられることなく、ともに育ちあう場を保障する。

具体策

- ・既存の幼稚園・保育所の機能・人材を活用し、地域の実態に即した子育て支援を提供すること。
- ・子どもの育ちを大切にした就学前教育を保障するため、職員配置・教育環境の改善・研修などへの財政措置を講ずること。
- ・障害・外国籍・経済的状況等、支援が必要な子どもが安心して入園できる条件整備をはかること。
- ・すべての子どもに対して就学前教育を無償化すること。
- ・子ども・子育て支援新制度における国と地方自治体の責任を明確にし、引き続き子どもを中心に据えた制度となるよう条件整備等を行うこと。
- ・子どもの育ちを保障する視点から、保幼小中の連携をすすめること。

4) 特別支援教育からインクルーシブ教育へ

政策目的

○障害者権利条約の理念をふまえ、インクルーシブ教育を推進する。

具体策

- ・すべての学校で障害を「社会モデル」としてとらえ直し、共生・共学の視点から学校・保護者・地域との連携をすすめること。
- ・障害の有無にかかわらず、地域とともに学ぶことができるようすべての場で、本人・保護者の意向を充分に聞き、合理的配慮等をすすめること。
- ・学校教育法施行令改正(2013年)にもとづき、本人・保護者の意向を最大限尊重した就学先の決定がなされるようにすること。
- ・学びの場の固定化につながることから、障害の早期発見・早期支援については慎重に検討すること。

5) 学校段階間の連携・接続

政策目的

○すべての学校段階において、希望するものは全員が入学できることを前提に、計画的・継続的な教育指導ができ、ゆとりある安定的な学校生活を送るための条件整備をすすめる。

具体策

- ・校種間連携促進など、地域の実情にあわせた教育をすすめるための施設整備や教職員配置などの条件整備と施策を強化すること。
- ・中高一貫校については、受験競争の低年齢化・教育への市場原理・競争主義の導入につながることのないようにすること。
- ・子どもの成長や学びの連続性をふまえたカリキュラムのあり方を十分に検証すること。
- ・学年の異なる子どもどうしが円滑な学校生活を送れるよう人的配置を含めた条件整備を行うこと。
- ・小中一貫教育(義務教育学校含む)については、教育を受ける権利の保障と教育の機会均等・学校間・地域間格差を生まないことを基本に、現場の視点に立った検証を行うこと。
- ・大学への「飛び入学」については、実態把握を行い、制度としての必要性を再検証すること。

6) 高校入試改革

政策目的

○高校入学者選抜を廃し、高校進学希望者全員の入学を実現する。

具体策

- ・選抜による入学許可を規定した学校教育法施行規則第90条を改めること。
- ・高校入試において、定員内不合格を出さず、高校を実質的な義務教育へとすすめる方途を講ずること。
- ・点数学力によらない入試選考を拡充すること。
- ・すべての進学希望者が希望する高校に入学できるよう、高校整備計画及び入学定員計画を作成すること。

2 子どものいのち・人権を守る教育

1) 子どもを主体とする教育改革

政策目的

○学校・地域等、社会のあらゆる場面への子ども参画を推進する。

具体策

- ・国として、子どもに対する包括的な反差別法を含め、子どもの権利条約のすべての分野を網羅する基本法・行動計画を策定すること。
- ・総合的に子どもたちのことを考えるシステムを構築するため、子ども省(仮称)を設置すること。
- ・すべての子どもたちのいのち・人権を守るため、人的措置を含む教育環境の充実をはかること。
- ・全国の自治体で、子どもの権利条約の理念に沿った「子どもの権利条例」を制定すること。
- ・各自治体に「子どもの権利オブズパーソン」を設置すること。

- ・子どもの権利に関するNGO、NPO等を積極的に支援・連携し、いじめ・体罰等に関する第三者機関による相談・救済体制を拡充すること。
- ・児童会、生徒会等の活性化をはかり、子どもの意見が尊重される学校づくりをすすめること。

2) 人権教育の充実

政策目的

○すべての子どもたちが、安心して学び、育ちあう集団づくりをすめる。

具体策

- ・部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃をめざし、学校・地域の実態に即した実践ができるよう人的・財政的措置を含めた条件整備を行うこと。
- ・「人権教育の指導方法の在り方・第三次とりまとめ」(文科省)の活用及び各自治体のとりくみの検証を教育施策に生かすこと。
- ・ジェンダー平等教育とともに多様性を包摂する教育を就学前から積極的に推進すること。
- ・子どものエンパワーメントを支援し、子どもどうしの関係を築くための人権教育を推進すること。
- ・民族的マイノリティ、性的マイノリティなど人権侵害を受けやすい子どもも含め、すべての子どもが安心して教育を受けることができるよう多様性を認めあう教育を推進すること。

3 子どものゆたかな学びを保障する教育

1) 教育の情報化

政策目的

○ICTを活用した教育は、教育の市場化や画一化を避け、子どもの主体的な学びを十分尊重したものとなるようにする。

具体策

- ・教職員や子ども、子どもどうしの双方向の学びを重視し、目的や場面に応じて活用できるデジタル教科書・教材や情報端末とすること。また、学校種・教科等、子どもの実態に即して有効に活用できるものとすること。
- ・教育テクノロジーを導入する際には、教育ツールであることを担保するために、現場教職員の意見が反映される仕組みをつくること。
- ・ICTの活用にあたっては、すべての子どもたちにゆたかな学びを保障するインクルーシブの視点を重視すること。
- ・学習データのとりあつかいについては、個人情報保護制度をふまえ、子どもの権利を守るものとなるようにすること。
- ・子どもの健康への影響に十分に配慮すること。
- ・子どもたちが日常的に端末を使用することを前提とした、デジタル・シティズンシップ教育をすすめること。

2) メディア・リテラシー教育

政策目的

- 情報を批判的に読み解く力・見抜く力、有効な情報を活用・発信・伝達する力を養う教育をすすめる。

具体策

- ・個人情報の保護等、人権の視点を取り入れた情報教育を位置づけ、子どもの実態に応じたメディア・リテラシー教育をすすめること。
- ・新聞・テレビ・雑誌・インターネット等のメディアから発信されるあらゆる情報を主体的・批判的に読み解く力の育成を支援すること。
- ・メディア・リテラシー教育を各教科等の中で横断的に実践していけるような教材やカリキュラムの開発をすすめること。また、そのための人的配置を行うこと。
- ・メディア・リテラシー教育の充実をはかるため、「読書センター」「学習センター」及び「情報センター」としての学校図書館を整備・充実させるために専任の職員を配置すること。
- ・メディア・リテラシー教育に関する研修機会を確保すること。

3) 部活動

政策目的

- 部活動のあり方を見直し、社会教育への移行の道筋を策定する。

具体策

- ・学校教育の一環として行われている部活動の位置づけについて見直すこと。
- ・「学校の働き方改革をふまえた部活動改革」が、部活動の社会教育への転換につながるものとなるようにすること。
- ・総合型地域クラブの創設に対する支援体制の充実をはかること。また、総合型地域クラブ等の運営に対する財政援助や新たな措置を行うこと。
- ・部活動ガイドラインを活用し、子どもたちの健康の観点から休養を十分に確保すること。
- ・総合型地域クラブで活動する子どもたちが大会等に参加できるよう、日本中学校体育連盟(中体連)、全国高等学校体育連盟(高体連)、日本高等学校野球連盟(高野連)、中学校文化連盟(中文連)、全国高等学校文化連盟(高文連)等に検討を促すこと。
- ・子どものスポーツ障害を予防するため、指導者への研修会等を行うこと。
- ・部活動指導員の制度充実にむけて、休養日の設定・学校との打ち合わせ時間の確保などを含め子どもの実態に応じた指導ができるようにすること。また、相談体制や指導者の人権意識の高揚等、体罰・セクハラ防止にむけた体制づくりを行うこと。

4) ボランティア活動など 社会奉仕体験活動

政策目的

- 学校教育におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動は、学校や子どもの自主的・主体的な活動であることを尊重し推進する。

具体策

- ・ボランティア活動など社会奉仕体験活動の評価等を単位認定したり、入試や就職の合否判定資料として活用したりするなど、ボランティア本来の趣旨を損なうことのないような措置をとること。
- ・地域で子どもや青年が自発的なボランティア活動及び体験活動を行うことを支援する方策や、実施にあたっての予算・人的配置を行うこと。

5) 教員の養成・採用・研修の改善

政策目的

- 教員の専門性・力量や意欲の向上につながるよう、教育現場の実態をふまえた養成・採用・研修の一体となった改革をすすめる。

具体策

- ・大学における開放制教員養成を堅持しつつ、各大学が教員養成のカリキュラム・教育方法等の自主的改善をはかれるようすること。
- ・教職課程コアカリキュラムについてはガイドラインにとどめ、大学の自主性や独自性を阻害することのないよう、弾力的な運用ができるようにすること。
- ・教員養成カリキュラムに人権・平和・環境・共生、ジェンダー平等などを必修科目として位置づけること。また、日本国憲法・子どもの権利条約・国際人権規約の学習を必修とすること。
- ・教員の養成段階においては、子どもとともに過ごす学校現場でなされるものが重要であり、教育実習の充実にむけた条件整備をはかること。
- ・教職員の採用については、採用年齢制限の撤廃、採用選考基準等の公表、受験者への得点開示など、開かれた採用システムとすること。
- ・障害のある教職員の採用にあたっては、法定雇用率(2.5%)を達成するとともに、合理的配慮等働きやすい職場環境と条件整備をすすめること。
- ・在日外国人を教諭として採用でき、管理職任用資格等も有することを政府の見解として示すこと。
- ・教員研修計画により、教員の自主的な研修や、学校で創意工夫し行われてきた研修が推奨されること。また、更なる教職員への負担を強いることのないよう条件整備を行うこと。
- ・研修については、法定研修(初任者研修・中堅教諭等資質向上研修)やその他の研修の整理・統合、自主的な研修機会の保障・充実を一体的にすすめること。
- ・教育委員会は大学と連携し、教員免許状更新講習と中堅教

等資質向上研修等について相互認定をするなど、受講者の負担軽減につながるよう運用の改善をすすめること。

- ・教材研究、授業準備の時間を保障する人的条件整備をはかること。
- ・教特法第22条に則った勤務場所を離れての自主研修等については、教員の専門性確保のため、とりわけ長期休業中にあっては積極的に奨励すること。
- ・長期研修休暇(すべての教職員に一定の勤務年数後に、半年～1年程度の有給による長期有給研修休暇を保障する)を早急に制度として確立すること。
- ・教員免許更新制については、早期廃止を含めた養成・採用・研修の一体改革となる法改正を行うこと。

6) 教科書検定・採択制度の改善

政策目的

- 透明・公正性を確保した教科書検定制度への改善をはかる。
- 教職員・保護者・地域住民の声が十分反映される「開かれた採択」をすすめる。

具体策

- ・教科書検定については、透明・公正化の観点から、情報公開をさらにすすめること。
- ・検定基準については、地域や子どもの実態に応じたものとなるよう行政から独立した第三者機関によって、学問的・教育的な観点から検討すること。
- ・教科書採択に関わっての情報公開をすすめ、教職員や保護者の意見を十分に反映すること。
- ・子どもたちや地域の実態に応じた教科書が採択されるよう教科書採択区の小規模化をすすめること。
- ・教科書の調査研究には教職員が直接関わるようになると。また、調査研究に必要な時間を保障し、十分に意見が反映されるようにすること。
- ・教科書無償制度の堅持と予算増額をはかること。
- ・「教科書バリアフリー法」にもとづき、教科書(拡大・点字・音声教科書等)が、必要とするすべての子どもに配布されるようすること。

4 子どもを中心に据えた カリキュラム編成

1) カリキュラムと学力調査のあり方

政策目的

- 地域性や子どもの実態に即したカリキュラムづくりを推進し、カリキュラム改革や条件整備を推進する。

具体策

- ・学習指導要領は大綱的基準であり、「資質・能力」の育成に特化するだけでなく、憲法・子どもの権利条約の理念をふまえ

たうえで、弾力化をすすめること。

- ・ゆたかな学びを保障するカリキュラムを支援するため、学校の裁量権を拡大するとともに人的保障を充実すること。
- ・「特別の教科 道徳」実施による、地域教材の活用及び評価のあり方の検討を推進すること。
- ・小学校への外国語科導入、外国語教育の早期化については、中学校「英語」の前倒しではなく、国際理解・交流の観点を重視したものとすること。また、子どもの負担について十分に配慮するとともに条件整備を行うこと。
- ・全国学力・学習状況調査については、子ども・学校現場の負担や序列化・競争につながらないよう悉皆調査を廃止し、調査のあり方を抜本的に見直すこと。政令市別・市町村別・学校別の結果公表は行わないこと。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣調査については、体力運動能力調査へ一本化すること。
- ・小学校高学年における教科担任制の導入にあたっては、実施する教科を学校の判断で行うなど、子どもたちのゆたかな学びの視点から、各学校の実態に即したものとなるようにすること。
- ・キャリアパスポートについては、地域・学校現場の実態を十分ふまえること。

2) カリキュラム改革

政策目的

- 現場教職員のカリキュラムづくりの実践成果を基調にした国レベルのガイドライン策定のシステムを確立する。

具体策

- ・現在の国立教育政策研究所等の国の教育研究・研修機関をナショナルカリキュラムセンターとして再編成すること。
- ・現在の「都道府県教育センター」等の運営および研究・研修機能を見直し、学校・教職員をサポートするための「都道府県カリキュラムセンター」として抜本的に改善すること。
- ・教職員が教材・カリキュラム等の情報を交流・共有できるよう、市区町村あるいは教育事務所単位に「地域カリキュラムセンター」の創設・拡充をすすめること。
- ・学校を基盤とした魅力あるカリキュラムづくり、教職員・地域の人々の啓発活動を推進するための予算措置と支援を行うこと。

3) 「主権者」教育

政策目的

- 平和で民主的な社会を形成する主権者の育成にむけた教育を推進する。

具体策

- ・憲法・子どもの権利条約の理念を具現化するために、権利主体としての子どもの活動をいかした教育活動をすすめること。また、自由権、社会権、参政権等について、国民の理解が深まるよう啓発などに努めること。
- ・政治教育、法教育、労働教育、市民教育、消費者教育、メディ

ア・リテラシー教育などを各学校段階のカリキュラムに位置づけるとともに、特定の教科などに限定することなく、すべての教育活動を通して学ぶ機会を保障すること。

4) 普通職業教育・労働教育

政策目的

- 各学校段階で普通職業教育を位置づける。
- 労働教育の視点を取り入れた普通職業教育のカリキュラム化を促進する。

具体策

- ・多様な働き方を選択し、働く者の権利行使して暮らすことができるよう、必要な知識とその活用について学べるカリキュラムを各学校段階で策定できるよう、支援をすること。
 - ・各学校段階で利用できるような労働教育のテキストを作成すること。
 - ・教職員むけの労働教育の研修の場を設けること。
 - ・職場見学やインターンシップなどについては、普通職業教育の観点からとらえるとともに、教職員に過度な負担がかからないよう、人的配置・財源等を含め配慮すること。
 - ・学校、地域、保護者、行政、企業、労働組合が連携して、地域に密着した労働者の権利等実践的な労働教育が行えるようにすること。また、そのための条件整備等について配慮すること。
- <参考>普通職業教育:生活者・労働者として、社会をつくり、変えていく力を育み、民主社会の一員としての市民を育む教育

5) ものづくり教育

政策目的

- 体験のバーチャル化・擬似化がすすむ子どもたちに対して、社会認識や自然認識、技術認識を深めるものづくり教育を推進する。
- 労働觀、職業觀を育み、若者に社会参加の意義を見出させるようなものづくり教育の可能性を探る。

具体策

- ・生活や人とのかかわりの中から学ぶ体験的な教育を重視するとともに、そのための条件整備をすること。
- ・各学校段階でのものづくり教育を通して子どもたちの社会認識、自然認識、技術認識を深めるカリキュラムづくりを推進すること。
- ・実験・実習の教育的意義を重視するとともに、これらを担う実習教員の制度等を改善すること。

6) 環境教育、防災・減災教育

政策目的

- 地域素材を生かした環境教育等の実践を通して、自然災害への認識をもつとともに、自分自身を守り、互いに助け合っていく力を育み、意志ある判断や行動力が身につく防災・減災教育をすすめる。

具体策

- ・「持続可能な開発目標～質の高い教育をみんなに～(SDG4)」をすすめられるよう、研修機会を増やすこと。
- ・エネルギー・環境に配慮した産業・ライフスタイル・科学技術に関するカリキュラム等を支援するための条件整備をすすめること。
- ・子どもたちを中心とした家庭や地域の防災に関する知識・意識の向上をはかるため、社会全体の防災力を向上させる防災教育の構築をはかること。
- ・災害時に少しでも被害を少なくするための技術を習得できる減災教育の構築をはかること。
- ・放射線に関する正しい情報を提供し、福島等の実態をふまえた放射線教育をすすめること。

- 学校・地域等の実態をふまえた各学校の判断に任せること。また、制度の趣旨をふまえて、その結果を進学・就職に利用しなさいこと。
- ・スクール・ミッション、スクール・ポリシーについては、地域の実態をふまえて策定すること。

3) 若年者の就労保障

政策目的

- 若者が安心して将来を見通せる雇用環境をつくるため、誰もが安心して働くことのできる雇用政策・労働政策を策定する。

具体策

- ・若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進、労働教育のカリキュラム化などを通じた若者雇用対策を講ずること。
- ・高度プロフェッショナル制度は、施行後毎年の状況を検証し、対象労働者の働き方や健康確保、対象業務の運用などに問題がみられる場合は、廃止も含めて制度の見直しを行うこと。
- ・地方公務員を含むすべての労働者に対して、「休息時間(勤務間インターバル)規制(原則11時間)」を導入すること。
- ・労働者派遣法については、派遣労働者保護の強化のための必要な措置を講ずること。
- ・「解雇の金銭解決制度」については、導入しないこと。
- ・労働契約法第18条の無期転換ルールについて無期化と雇止めに関する検証を行うこと。
- ・若年労働者や非正規労働者に労働者の権利やセーフティネットのしくみを周知する施策を講ずること。
- ・「改正男女雇用機会均等法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律」などの趣旨を生かし、就職差別が起らないよう関係機関への指導を行うこと。また、法定雇用率を遵守すること。
- ・スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)の配置を拡充するなど、ハローワークと学校の連携をより密にすること。
- ・中卒者、高校・大学中退者、離職者、不登校の子どもに関して、地域で居場所の確保を含め職業訓練等就労に至るまでの支援を、学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク、福祉作業所等が連携して行えるようしくみを構築すること。
- ・国がリカレント教育を重要な政策課題としていることから、教育訓練給付制度(一般教育訓練、専門実践教育訓練)については、一般財源で実施すること。

4) 定時制・通信制教育の条件整備

政策目的

- 格差社会と競争主義的な教育の矛盾が集中し、経済的に困窮した生徒、不登校だった生徒、心のケアが必要な生徒、外国にながる生徒の居場所となっている定時制・通信制での学びを保障するための条件整備を行う。

具体策

- ・定時制20人以下学級を実現すること。
- ・通信制で学ぶ生徒の実態に対応した教職員配置を行うこと。

- ・福祉と学校をつなぎ、進学・修学・就労できない生徒を支援するスクール・ソーシャル・ワーカーを各学校に配置すること。
- ・地方交付税措置となった夜食費の無償化、教科書給与費については、国庫負担として復活させること。
- ・就労保障にむけ地域若者サポートステーションの学校支援事業を実施すること。

5) 高等教育改革

政策目的

- 憲法で保障されている学問の自由と大学の自治の理念をふんだ大学運営を実現する。
- すべての希望する人に高等教育を保障するため、制度設計や財政措置をする。

具体策

- ・大学の授業料を引き下げ、希望するすべての子どもに高等教育を保障すること。そのため、大学への運営交付金や補助金を増額すること。
- ・「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」に対する附帯決議をふまえ、教授会の意見を尊重した大学の運営を実現するとともに、学長選考に関わっては大学の自主的・自律的な選考が確保されるようにすること。
- ・国立大学運営の基礎である運営費交付金を充実すること。公的資金の配分について、競争的評価を見直すこと。
- ・高等教育機関は国際競争力よりも国際連帯力を培う機関とすること。
- ・大学入学者選抜制度改革については、英語民間検定試験の導入及び「大学入学共通テスト」の記述式問題の出題を行わないこと。また、「高校生のための学びの基礎診断」「大学入学共通テスト」や各大学個別選抜の改革ではなく、「大学入学資格試験」制度の導入など抜本的改革を行うこと。
- ・学習者が大学との相互対話で入学できるなど、大学入試制度の見直しをすすめること。
- ・地域の文化の拠点としての役割や地域への経済波及効果を考え、地域の大学の財政支援をはかり地域総合大学化をめざすこと。また地元高校の受け入れ枠を確保すること。
- ・多様な学びの機会が保障されるよう、大学の夜間教育を維持・継続すること。
- ・日本学生支援機構の奨学金制度の抜本的な改善と拡充を行うこと。また、給付型奨学金については対象者の拡大と所得制限・支給要件を緩和すること。貸与型奨学金は無利子奨学金が有利子奨学金を上回るよう大幅に拡充すること。返還金の充当順位について元本を先にするなど返済制度を改善すること。「所得連動型」返済制度を有利子奨学金にも適用すること。
- ・社会人の再入学など働きながら学ぶための制度拡充にむけ、予算措置と支援を行うこと。

6) 私学教育の振興

政策目的

- 大学生の8割、高校生の3割、幼稚園児の8割が在学する私立学校・園が建学の精神にもとづき特色のある教育を推進できるよう、教育研究のための施設設備条件の充実と就学上の経済的負担を軽減する。

具体策

- ・幼稚園の就園奨励費の国庫負担を拡充すること。
- ・高等学校等就学支援金制度の拡充をはかること。
- ・専修学校専門課程に対する経常費助成を新設すること。
- ・私立大学の経常的経費の補助額を倍増し、学校法人運営の情報公開を行う私立大学には、優先的に配分すること。
- ・私立高校における学級定員ならびに専任教諭の配置率を公立学校と同じ基準とすること。
- ・私学教育の立場を公立学校教育と同等に扱うため、教職員に係って、私立学校法に身分と待遇の適正義務を負う規定を設けること。
- ・教職員定数の拡充をはかること。
- ・「私立学校振興助成法」の附帯決議(参議院文教委員会75年7月)の内容を実行するための措置を引き続き講ずること。
- ・教育振興基本計画を実行するための財源措置を拡充すること。

6 子どものゆたかな学びを保障する行財政

1) 教育財源の確保(義務教育)

政策目的

- 義務教育について教育諸条件を充実し、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう国として教育水準を確保する。

具体策

- ・地域に密着した公共サービスを住民参加で決定するしくみを基本に、地方財政の確立をはかること。そのため、国と地方の税財源配分の見直しや課税自主権の拡大などをすすめるここと。
- ・地方交付税算定について透明性を確保すること。また、公共サービスの充実のため地方交付税総額を確保のもと増額すること。自治体間での格差が生じないような財源調整機能の整備をはかること。
- ・義務教育費国庫負担制度については、負担率を2分の1に復元すること。国が全額負担するしくみの検討については、そのことによって、教育の自治・分権に支障をきたさないことを前提とすること。
- ・全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等をはかると

いう県費負担教職員制度は基本的に堅持すること。

- ・政令市への給与負担等移譲にともなう教育条件の低下や教育水準の格差解消に努めること。
- ・教育振興基本計画については、学校現場の実態にあったものとすること。また、自治体が策定する計画も含め教育条件整備のための財政保障がともなったものとすること。
- ・教科書無償制度を堅持すること。
- ・義務教育無償の観点から給食費の公費化をはかること。
- ・本来公費負担すべきものについては、私費に依存せず公費負担とすること。また、公私費負担区分を明確化すること。
- ・就学援助費・就学奨励費について、援助費目・援助金額の拡充・該当要件の緩和をはかること。
- ・全額国費による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続をはかること。
- ・夜間中学校など「学齢期」を越えた希望するすべての生徒に就学援助制度の適用をはかること。
- ・フリースクール等に通う子どもへの必要な財政援助をはること。
- ・「公教育」の公共性・継続性・安定性の観点から公設民営学校の設置は行わないこと。

2) 教育財源の確保(後期中等教育)

政策目的

- 後期中等教育に関わる教育予算拡充をはかり、希望するすべての生徒に教育を受ける機会を保障する。

具体策

- ・「高校生等奨学給付金」については、全額国庫負担で措置し、給付金の増額とともに受給要件の緩和をはかること。
- ・教科書無償制度を後期中等教育に拡充すること。
- ・私費負担の軽減をはかるため、予算を措置すること。
- ・離島・へき地等に住む生徒に関する通学費・居住費補助等を拡充すること。

3) 学校現場を支援する教育行政

政策目的

- 学校現場を支援する教育行政を充実させる。
- 教育の政治的中立性、安定性、継続性を確保する。
- 地域住民・保護者の声を教育行政に反映する。

具体策

- ・学校の働き方改革を実現するため、実効性ある業務削減策や長時間労働是正策を策定、実行すること。また、実施後の検証、フォローアップを行うこと。
- ・総合教育会議における議論は、法で定められている教育に関する教育委員会と首長の権限分担をふまえたものとすること。また、会議の公開、会議録の公表を行うこと。
- ・教育委員会会議について原則公開とすること。また、会議録の公表を行うこと。
- ・教育予算案の編成等に係る教育委員会の権能の強化をはかると

ること。

- ・教育委員会の行政委員会としての機能を発揮するため、人的措置を含めた組織体制の拡充をはかるとともに、役割を学校支援においていたものにすること。
- ・教育委員に保護者、識者、教育経験者など多様な人物が任命されること。
- ・教育委員が教職員・住民・保護者・子どもと議論を行う場を設けること。教育委員による学校視察の機会を拡大すること。
- ・学校予算等に関する学校への権限委譲をはかること。
- ・教育分野の特区事業については、一定水準の確保などの観点から検証を十分に行うこと。
- ・地域の人材を生かし、学校を支援するスタッフの拡充をはかること。
- ・子どもへの貧困の連鎖を食い止めるため、教育行政だけでなく労働・福祉なども含めた総合的施策を推進すること。
- ・「児童虐待防止法」を実効あるものとするため、相談や避難施設、人的配置など具体的な施策とともに、研修の内容・機会の充実をはかること。

7 教職員定数改善

政策目的

- 豊かな教育環境実現のために教職員定数の改善をはかる。

具体策

- ・きめ細かな対応と十分なスペース確保のため少人数学級の実現をはかること。当面、高校までの35人以下学級の実現をはかること。
- ・新学習指導要領の実施に対応した専科教諭等の拡大と持ち授業時数の軽減をはかること。
- ・飛び複式学級を廃止する等、複式学級の編制標準を改善すること。また、自治体判断で1学級に編制しない場合でも国庫負担を行うこと。
- ・総合学科、単位制、多部制をはじめ、多様な生徒の実態に対応するために設置された「新しいタイプの高校」に関して、教職員の加配措置を行うこと。
- ・現業職員を標準定数法に位置づけること。
- ・養護教員、事務職員、栄養教職員の全校配置と複数配置の拡充をはかること。
- ・共同学校事務室への加配を充実すること。
- ・学校図書館法改正の趣旨をふまえ、学校司書の全校配置をすすめること。
- ・国の定数加配については、弾力的な配置ができるようにすること。
- ・学習指導員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員等の配置拡充にむけて、財政措置を行うこと。
- ・全校にスクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーを

配置し、福祉関係機関等との連携など教育相談体制の整備をはかること。

- ・標準定数法内での未充足を行わないようにすること。また、標準定数法を改正し、定数くずしを廃止すること。

8 子どもの健康・安全と教育環境の充実

1) 子どもの健康・安全

政策目的

- 健康診断については、子どもの人権・プライバシーを尊重するとともに、子どもの実態に即したものとなるようにする。
- 子どもの健康・安全のために放射線対策を行う。
- 安全で安心できる学校給食を提供できるよう体制づくりをすむ。
- 学校・通学路の子どもの安全を確保する。

具体策

- ・小児生活習慣病予防検診・ピロリ菌検査など、学校保健安全法にない検診・検査を行わないこと。
- ・運動器検診については、学校現場の実態に即し、子どもにとつて過剰な検診・医療とならないようにすること。
- ・健康診断結果は個人情報であることから、子どもの人権・プライバシー保護の観点にもとづき、目的外使用としないこと。
- ・遺伝子検査である色覚検査を教職員に実施させないこと。
- ・予防接種については、子どもの安全を第一に、子ども・保護者への十分な情報提供を行うとともに、医療機関での個別接種とすること。また、健康被害について、早急な情報収集と救済措置を行うこと。HPVワクチンについては、定期接種のあり方の検討、現在おきている健康被害への対応や救済措置を行なうこと。
- ・「安全性・有効性・必要性」の観点から集団フッ素洗口・塗布を行わないこと。
- ・子どもへの年間放射線量を1mSv以下とすること。また、放射性物質の子どもへの影響について、健康調査や健康相談等の対策を充実するとともに、早期発見・早期治療等の医療体制づくりを行うこと。国の責任において、学校・通学路・周辺地域の放射線量の測定と低域の対策を行うこと。
- ・学校給食における「食物アレルギー対応」については、各教育委員会の責任で対応マニュアルを作成し学校全体でとりくめる体制の整備、人的配置の拡充と施設設備の改善を行うこと。また、アレルギー疾患を持つ子どもが安全な学校生活を送れるよう条件整備をはかるとともに、アレルギー検査・学校生活管理指導表提出にかかる経済的支援をはかること。
- ・学校給食は原則自校調理とすること。また、民間委託によって学校給食の質の低下を招かないよう、85年の合理化通知の見直しを行うこと。安全衛生面で課題がある民間資金活用事

業や事前調理方式の見直しを行うこと。

- ・学校給食衛生管理基準、学校給食実施基準を遵守するために必要な予算措置を行うこと。
- ・学校給食における地産地消をすすめるために、各教育委員会は、首長部局とともに、地域、生産者、保護者と連携強化を積極的にねらうこと。
- ・食品偽装や農薬物混入事件に学び、原材料の生産履歴、食品の選定、検収、検食などについては、法令等で定められた基準を遵守するとともに、そのために必要な施設設備・人的配置を拡充すること。
- ・学校給食の安全性を確保するため、食材および調理後の放射性物質検査を確実に実施できるよう施設整備、人的配置を拡充するとともに、情報を公開すること。
- ・安全・防犯対策の確立にむけた、総合的な施策を構築するための予算措置をすること。学校の安全管理体制の確立と安全対策のために、学校現業職員の配置を促進すること。
- ・通学路の安全整備を行うこと。また、交通量の多い地域については、歩車分離信号にするなど条件整備を行うこと。
- ・大規模災害等、教育上特別な配慮が必要な場合、通常の教職員定数とは別に、継続的に必要な教職員が加算できるよう標準定数法に明記すること。
- ・災害時における児童・生徒の転出手手続き等について、弾力的運用を行うこと。
- ・福祉・医療機関等の関係機関と連携をすすめるために、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーの予算措置を拡充すること。

2) 教育環境の充実

政策目的

- 安心、安全な学校施設の整備・拡充をねらうこと。

具体策

- ・教育のナショナルミニマムを向上させるため、学校設置基準の抜本的改善をねらすこと。
- ・公立学校施設の耐震化率100%を達成すること。また、国立大学法人・私学施設や就学前教育施設の耐震化等のための助成費等の拡充をねらすこと。
- ・学校施設の老朽化対策にもなる改修事業を拡充すること。また、改修に当たっては、エコスクール、バリアフリー、シックハウス対策、ユニバーサルデザイン等の観点を考慮すること。
- ・学校施設のアスベストについて万全な対策を行うこと。また、天井材・照明器具など非構造部材の耐震性能を確保すること。
- ・エアコン、ランチルームなど学校施設のさらなる充実をねらうこと。
- ・トイレを個室化・洋式化するなどすべての子どもが安心して使える環境を整えること。
- ・学校施設の耐震化、新增改築のための国庫補助率を上げること。

- ・学校の新增改築にあたっては、設計段階から、子ども、保護者、地域住民、教職員が意見反映できるようにすること。また、学びの多様化に応じた施設とし、子どもと地域住民の交流が日常的に展開できるよう複合施設化をねらうこと。
- ・学校の統廃合は、子どもの学びに影響が出ないことを基本とし、学校が地域コミュニティの拠点としての役割を果たしている観点からの検討を含め、保護者や地域の声をもとに慎重な検討と合意を得ること。
- ・すべての教職員へのパソコン配置等ICT環境整備を行うとともに研修のための予算を措置すること。また、ヘルプデスクを配置すること。
- ・「GIGAスクール構想」の実現にあたっては、すべての高校生も対象とした上で子ども1人1台の端末等を早期に配備すること。端末の保守・更新やアクセスの保障、GIGAスクールサポート・ICT支援員などの人的配置について、継続的に整備をねらるとともに家庭におけるネットワークについての持続的な支援をおこない、地域間格差が生じないようにすること。
- ・災害時における避難場所として、設備の整備などをすすめること。また、災害時における「(給食)調理場」の役割を考え、設備等の改善をすすめること。
- ・学校給食衛生管理基準にもとづいて、安全を担保するためのドライシステムの導入や耐震化、空調設備など施設設備の改善をねらすこと。

- ・「学校運営協議会」については、改正地教行法(2017年4月)の趣旨をふまえ、学校運営への支援に特化し、「教職員・保護者・子ども参画」による「学校協議会」として機能するようにすること。なお、職員の採用その他の任用に関して意見を述べができるとした任意の機能は廃止すること。
- ・地域の人材活用による支援組織を確立する。あわせて、地域コーディネーターの役割を担当する定数配置を行うこと。

2) 「自己評価」を基本とした学校評価システム

政策目的

- 学校評価を通じて学校運営の改善をねらうこと。

具体策

- ・学校評価については「自己評価」を基本とし、各学校の実態に応じた主体的な評価とすること。
- ・「学校関係者評価」については、連携協力を基本とし、保護者、地域、子どもたちからの意見を聴取していくこと。
- ・「第三者評価」については、一律の評価基準による画一的で管理的なものとしないこと。学校の序列化・階層化につながる可能性のある一律的な数値による学校評価は実施しないこと。
- ・学校評価を教育諸条件整備の改善にむけた自治体の施策に反映させること。また、教職員の人事評価と連動させないこと。
- ・学校評価が学校現場の負担にならないよう、簡素な評価とすること。
- ・学校は、学校運営の状況に関する必要・適切な情報を保護者・住民に積極的に提供していくこと。

9 自主性・自律性を発揮した学校運営組織の構築

1) 学校運営組織と校務分掌の見直し

政策目的

- 学校が「裁量と責任」を持って自主的・自律的に運営できる体制づくりを行う。

- 保護者や地域の声を反映した学校づくりを行う。

具体策

- ・学校の裁量権拡大をすすめるとともに、教職員の協力・協働による学校運営組織の確立と必要な教職員配置を行うこと。
- ・校務分掌を見直すとともに、勤務時間内で円滑に処理できる運営組織とすること。
- ・主幹教諭・指導教諭を配置する場合は、経験豊かな教職員の専門性が発揮できるようスタッフ職とすること。主幹教諭・指導教諭の自治体の任意配置を堅持すること。
- ・事務職員の主体的・積極的校務運営参画のため、事務長の配置及び室長を事務職員とした共同学校事務室設置を推進すること。
- ・教育課程に係る学校の主体性を確保すること。学校財務取扱規程の整備、学校予算配当制度の整備、専決額拡大など予算権限の学校への委譲をねらうこと。

10 教職員が安心とゆとりをもって働き続けられる労働条件の整備

1) 労働基本権と公務員制度改革

政策目的

- 自律的で安定的な労使関係を構築し、多様化するニーズに対応するために労使間の意思疎通を深めることによって、すべての住民の生活の安定、安全・安心を支える良質な公共サービスを実現する。

具体策

- ・ILO勧告に則り、国際労働基準を満たした公務員の自律的労使関係制度の確立、労働基本権の回復を行うこと。
- ・教育政策をはじめ、行政組織方針や住民のニーズに応える行政のあり方など、労使が意思疎通を深めるための「労使協議制」を構築すること。
- ・良質な公共サービスの実現にむけて、その重要性と普遍性を社会的に喚起するとともに、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をねらうこと。

2) 「指導が不適切な教員」の人事問題

政策目的

- 職場復帰を前提とし、公平・公正性、納得性、公開性、透明性が確保された制度にする。

具体策

- ・「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」の実施に当たっては、労使協議、苦情処理制度を確立するとともに、判定基準を明確にすること。
- ・研修は現場復帰を前提に行い、研修と現場実践とを組み合わせる実践的なプログラム内容とすること。
- ・地教行法による転任にあたっては、本人の意向を尊重し、また、本人の申出があれば、事前に研修するなど新しい職につく不安を解消すること。

3) 教職員の給与制度

政策目的

- 教職員の待遇を改善し、教育条件の向上をねらうこと。

具体策

- ・教職員の賃金については、職務の複雑・困難・責任の度に応じて本給・諸手当水準を改善すること。また全国的な教育水準を維持するために統一的な水準を確保すること。
- ・義務教育費国庫負担制度の国負担率を2分の1に復元し、安定的な財源を確保すること。
- ・授業準備等が勤務時間内に行えない状況をふまえて、勤務実態に見合う賃金に改善すること。
- ・人材確保法の趣旨に則り、義務教育等教員特別手当等の水準を回復すること。
- ・教育職(二)(三)表、1・2級の適用者については客観的基準により上位級への格付けをねらうこと。
- ・再任用教職員については、定年前教職員との均衡をはかり、賃金水準を改善するとともに生活関連諸手当を支給すること。
- ・事務職員、学校栄養職員、現業職員、実習教員、寄宿舎教員、幼稚園教員、保育教員、学校司書等の賃金水準の向上をねらうこと。
- ・大学教職員、私学教職員、医療職員の賃金・労働条件改善をねらうこと。
- ・教員採用試験に係る国籍条項を撤廃すること。また、外国籍の教員の待遇について、差別的取扱いを行わないこと。
- ・人事評価制度については5原則2要件(公正・公平性、客觀性、透明性、納得性、合目的性、苦情処理制度の確立、労使協議制)を確保すること。また、人材育成や活力の向上、学校全体の活性化に結びつくような制度や運用となるよう、不断の検証と必要な改善見直しを行うこと。
- ・人事評価制度の運用や評価結果の待遇等への反映などについては、労使間の協議を保障し、合意を前提とすること。また、労働組合の参加のもと、教育の現場実態をふまえ、検証・改善見直しを行うこと。

4) 学校の働き方改革の実現と 労安体制の確立

政策目的

- 教職員の一人ひとりの健康が守られ、過労による死亡・疾患をゼロにする。
- 「業務の削減」「定数改善等必要な人員の配置」「給特法の廃止・抜本的な見直し」の3つのベストミックスで長時間労働を是正する。
- 週38時間45分の勤務時間内において、すべての業務が円滑に処理できるよう教委ごとに働き方改革を推進する。
- 改正給特法第7条にもとづき、「在校等時間」による勤務時間管理や、時間外在校等時間の上限時間の遵守を徹底する。
- 36協定の締結・遵守を徹底する。
- すべての職場に労働安全衛生委員会を設置しその機能強化をはかる。

具体策

- 文科省・教委は、明確化・適正化された業務について、保護者・地域住民等に周知するとともに、確実な移行とさらなる業務の明確化・適正化を推進すること。また、そのための財源を確保すること。
- 文科省・教委は、保護者・地域住民等への周知と中体連・高体連・各種競技団体等との調整のもと、部活動ガイドラインが遵守される環境を整備するとともに、学校に依存しない総合型地域クラブへの移行をすすめること。
- 所定労働時間で業務が終了できるよう、教職員の業務を具体的に削減すること。
- 上限指針にもとづき、自治体での条例・規則化等を早急にすすめること。
- 客観的な勤務管理システムの導入のもと、「在校等時間」による上限指針遵守体制を構築するとともに、指針にもとづき適切に運用すること。
- 「休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制」の導入にあたっては、年間の所定労働時間内で業務が終了することを前提に、教職員組合との合意を得ること。
- 給特法については、中教審特別部会での議論、答申をふまえ、廃止・抜本的な見直しにむけた検討をすすめること。
- 給食費等の公会計化をすすめること。
- 労働安全衛生法・労働安全衛生規則の趣旨を徹底し、事業所規模にかかわらず、衛生委員会・産業医の配置・衛生管理者の設置並びにストレスチェックの実施などの安全衛生体制を確立すること。また、勤務時間やストレスチェックの結果分析や活用により、業務改善、メンタル対策を講ずること。
- 公務災害認定の決定の迅速化、現場実態にあった認定制度の見直し、公務災害補償の内容の充実をはかること。
- 精神疾患による休職者に対する「職場復帰システム」を確立すること。その際、本人の意向を尊重し、過度な負担とならないシステムとすること。また、復帰直後における職務軽減など、

十分な支援体制を講ずること。

5) 働き続けられる労働環境の整備

政策目的

- 障害者差別解消法、障害者雇用促進法の趣旨の徹底をはかる。
- 育児・介護、治療など仕事との両立を可能とする条件整備を行う。

具体策

- 障害があっても働き続けられる職場環境等の整備をはかること。
- ワーク・ライフ・バランスやディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、両立支援の意義や必要性を教育委員会や管理職が十分理解し、職場風土の形成や環境整備をはかること。
- 文科省・教委は、改正育児・介護休業法や両立支援策、様々な休暇・休業制度等について周知し、取得促進をはかること。
- 2025年までに男性の育児休業取得率を30%とする目標達成にむけ、具体的な施策を講じ、検証を行うこと。
- 育児・介護、また、治療と仕事の両立がはかられる法整備や地域・職場の環境整備を行うこと。
- 病休等からの職場復帰にあたっては本人の意向を尊重し、過度な負担とならないようにすること。また、復帰後の職務軽減や職場の環境整備を行うこと。
- 教委・管理職は、女性活躍推進法改正に伴い義務となったパワーハラスメントとともに、職場におけるあらゆるハラスメントの防止措置にとりくむこと。
- あらゆるハラスメントの防止と差別禁止にむけ、相談機関の設置や周知徹底のための研修の充実をはかること。

6) 雇用分野における男女平等

政策目的

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を具現化し、男女ともに仕事と生活の両立をしながら働き続けることができる雇用環境を実現する。

具体策

- 文科省・教委は、定年前退職者のうち、女性の割合が高いことをふまえ、実効ある長時間労働是正、労働安全衛生体制の確立等にとりくむこと。
- 教委は、第5次男女共同参画基本計画の「女性校長の2025年20%」、「女性教頭の2025年25%」の目標達成にむけてポジティブ・アクションを導入すること。
- 自治体・教委は、改正次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法にもとづく行動計画の「進捗状況の公表」「すべての職員への周知・徹底」など着実な実施にむけとりくむこと。
- 文科省・教委は、学校教育において労働者の権利を学び、ジェンダーにとらわれない労働觀・職業觀を育てる労働教育を推進すること。その際、本人の意向を尊重し、過度な負担とならないシステムとすること。また、復帰直後における職務軽減など、

- あらゆる職種への男女の進出を積極的に推進するため、学校教育、職業能力開発、職業紹介、均等取扱等、関連する行政の連携強化をはかること。採用や入試の制度における女性差別は速やかに是正すること。

7) 高齢雇用・雇用と年金の接続

政策目的

- 教職員全員が65歳まで希望通りに働き続けることのできる制度を確立し、雇用と年金の確実な接続、教職員の能力・経験を活かすことのできる働き方を実現する。

具体策

- すべての自治体で2023年度から段階的な定年引上げを実施すること。首長部局・人事委員会・教委は、条例・規則改正や学校現場における具体的な運用について、労使における十分な交渉・協議を行い、合意にもとづき実施すること。
- 文科省・教委は、新卒者の就業機会の確保や教職員の世代バランスをはかる観点から段階的な引上げ期間中における計画的な新規採用を可能とする措置、定年まで無理なく働き続けることのできる環境整備、少数職種において定年前再任用短時間勤務が可能となる職の確立等を実現するため、定数改善をはじめ必要な措置を講ずること。
- 役職定年となる校長・副校長・教頭・事務長については、能力・経験を活かすことができる職務を整備すること。特例任用については、要件を明確にし、恣意的な任用がなされないようにすること。
- 定年前再任用短時間勤務について、健康上、介護等の事情や人生設計上の理由等により、定年前にやむを得ず退職せざるを得ないすべての教職員が、本人の希望により選択できること。新規採用の確保や人件費削減等のために強制されるようなことがないようにすること。
- 60歳になる教職員に対し、60歳以後の多様な任用形態における任期、給与、勤務時間、職務内容等の相違など、60歳以後の制度に関し情報提供するとともに、60歳以降の働き方の意思確認を確実に行うこと。
- 地方自治体は、雇用と年金の確実な接続にむけ、再任用を希望する教職員全員希望通りの再任用が行われるよう措置すること。また、高齢期の生活を支える賃金や労働条件を確保すること。
- 本人の希望により多様な働き方が選択できるよう「高齢者部分休業制度」を拡充すること。

8) 臨時・非常勤教職員等の 待遇改善と雇用安定

政策目的

- 臨時・非常勤教職員等の待遇改善と雇用安定をはかる。

具体策

- 臨時・非常勤教職員等に対して、経験や職務に応じた賃金の適正な支給を行うなど、同一価値労働・同一賃金とすること。
- 臨時的任用教職員の初任給格付けの制限・上限の撤廃をはかること。さらに臨時的教員は、教育職2級の適用をすすめること。

- 会計年度任用職員制度創設の趣旨にもとづき、非常勤教職員の報酬は、在勤に係る手当等を含んだものとし、時間外勤務手当等に相当する報酬、期末手当を確実に支給すること。また、改正後、制度の見直し、必要に応じた改正等を行うこと。
- 「空白期間」は現場の実態にそぐわないことから、撤廃すること。
- 休暇等の労働条件や福利厚生等の諸権利については、正規職員と同様とすること。
- 採用試験における受験年齢制限の撤廃、経験等による特別選考の実施等、試験の緩和をすすめること。
- 民間法制適用である大学法人・私立学校、公立学校共済組合の医療現場等の非正規教職員について、無期転換の促進をはかるとともに無期転換ルール回避目的での雇止めをしないこと。

9) 幼稚園・認定こども園教職員

政策目的

- 子どもの権利条約をふまえ、一人ひとりの子どもたちの幼年期からの育ちを保障するため、教育条件の改善・教職員の勤務労働条件の改善をすすめる。

具体策

- 学校教育法第27条に定める必要な教職員の配置をすすめること。
- 身分保障・賃金を義務制教員と同等に改善し、教育職（三）表の全員適用をはかること。
- 「幼保一体化」をすすめるにあたっては、教職員の待遇改善、身分保障や研修の充実をはかること。また、地域の状況をふまえ、安い幼稚園の統廃合につながらないようにすること。
- 認定こども園・預かり保育について、子どもの最善の利益のために、施設・教職員などの拡充をはかること。
- 認定こども園の設置にかかる保育教諭の免許取得に関しては、講習を受けやすい環境を整えること。

10) 事務職員

政策目的

- 事務職員が校務運営上効果的に機能するよう、職務の明確化をはかり権限と責任の付与、および定数改善を行うこと。

具体策

- 学校教育法の事務職員の職務規定「事務をつかさどる」改正・文科省通知をふまえ、事務職員の職務職責が明確になるよう県・市町村教委の条例・規則等改正を行うこと。
- 事務機能の強化のため、学校事務に係る権限の一部を事務職員に委任し、責任と役割が明確になるよう位置づけること。
- 職務職責に見合った級の格付けとすること。
- 複数配置基準の引下げ、共同学校事務室への定数加配、就学援助定数の改善、高校事務職員の定数など計画的改善を行うこと。
- 事務長配置を推進すること。
- 国6級格付けについて、国庫負担の給与財源措置を継続すること。

- ・政令市の事務職員の給与水準については、県職員との均衡をはかり改善すること。また「学校事務採用」を継続し、任用一本化を行わないこと。
- ・知事部局や教育委員会との任用の一本化は、学校における事務職員の専門性の育成とならないことから学校事務職員として採用すること。また、任命権者の責任において育成指標等をもとにした研修制度の構築をはかること。

11) 養護教員

政策目的

- すべての幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校に養護教諭を配置し、子どもの健康権を確立する。

具体策

- ・幼稚園、高校の養護教諭を必置職員とするため、学校教育法の改正を行うこと。また、養護教諭を置かないことができるとする学校教育法附則第7条を撤廃すること。
- ・特別支援学校高等部への養護教諭の配置については、必置とすること。
- ・高等部のみを置く特別支援学校及び特別支援学校高等部への養護教諭の複数配置基準を設けること。
- ・養護教諭の複数配置基準引下げを早期に実現すること。

12) 現業職員

政策目的

- 子どもたちが安心して学べる場を保障するため、すべての学校に正規の現業職員を配置し、学校の安全・安心に関する施策を確立すること。

具体策

- ・「学校安全対策基本法」を制定し、防災・減災の観点からも、学校の安全・安心を保障するため、施設・人的配置を含めた総合的な政策を確立すること。
- ・環境整備、給食調理、農場、介助、船舶などに従事する現業職員を、学校保健法等の一部を改正する法律の附帯決議に盛りこまれた「専ら学校安全に従事するもの」の専門職として法的に位置づけ、学校安全のための人的な配置を確保すること。
- ・安全な学校給食を確保するため、早期に学校給食衛生管理基準を達成すること。
- ・建材等含有アスベスト製品の取り扱い等について、早急に対応をはかること。

- ・「専ら学校安全に従事するもの」については、職務能力を向上させるために必要な資格取得や研修の機会を保障すること。また、その職にふさわしい待遇を確保すること。
- ・労働安全衛生法にもとづく学校施設の改善等をはかること。

13) 栄養教職員

政策目的

- 学校給食を活用した食教育を充実させる。

- 栄養教職員の労働条件・環境を改善し、食教育の推進・学校給食の改善にとりくむ。

具体策

- ・学校給食を活用した食に関する指導をすすめるため、栄養教職員を全校配置すること。また、栄養教職員をコーディネーターとして、全教職員が共通認識のもと食教育を行う体制をつくること。
- ・充実した食教育の実施に必要な時間を確保するため、学校間の兼務削減や職務内容の精選、適切な授業時数設定を行うこと。
- ・情報共有や実践交流等の研修制度の充実をはかるとともに、研修に参加しやすい体制づくりをすすめること。
- ・栄養教職員の栄養教諭免許取得の条件整備を行い、任用替えを促進すること。任用替えについては選考を基本とすること。
- ・栄養教諭が病休や産休等を取得するために配置される代替者について、栄養教諭免許状を所持する教育職員が配置できるよう学校教育法等、関係法令の改正を行うこと。

14) 実習教員

政策目的

- 実験実習教育のより一層の充実をはかるために「実験・実習」のプロパーである「実習教員」が意欲と誇りを持って働くような制度を確立する。

具体策

- ・理科及び特別支援学校に勤務する実習教員に教諭免許状取得を可能にする法改正等「実習助手」制度を改革すること。
- ・当面、各都道府県段階において呼称・補職名として「実習教諭」などを用いるよう措置すること。
- ・職員会議への参加、校務分掌への位置づけ、教育活動領域の拡大、授業時間の明定など、実習教員の意欲と教育力量が十分発揮できるよう条件整備をはかること。
- ・各都道府県において教諭免許状取得(実習)のための単位認定講習を開催し、参加希望者に対する弾力的な運用と情報提供につとめること。
- ・実習教員を「本務外」職務の担当者として安易に採用しないこと。

15) 学校図書館職員

政策目的

- 学校図書館教育の充実、専任、教育職2級、現職者移行の原則にもとづく専任司書教諭制度を確立する。

具体策

- ・司書教諭の専任配置を法制化すること。
- ・教育の継続性や指導の観点などから学校司書の民間委託化を行わないこと。
- ・学校図書館予算を充実すること。
- ・「学校図書館図書整備等5か年計画」が実効あるものとなるよう学校図書館の整備充実をはかること。

- ・安心して学校図書館教育に専念できるよう、学校司書の待遇改善や教育条件整備をはかること。

16) 寄宿舎教員

政策目的

- 寄宿舎を「通学保障の場」から「自立と社会参加を培う場」へ転換をはかる。

具体策

- ・学校教育法に寄宿舎の設置目的として「生活教育」を位置づけること。
- ・子どもたちの健康と安全を保障できるように、寄宿舎指導員の定数改善を行うこと。
- ・障害者権利条約の理念にそって、設置されている特別支援学校以外の児童・生徒の受け入れが可能になるよう整備すること。
- ・生活教諭制度を確立すること。

11. 男女平等

1) 政策決定過程への女性の参画

政策目的

- 政策や方針決定過程において、女性が積極的に参画できる体制をととのえるとともに、男女格差を解消するためのポジティブ・アクションの導入や、女性のエンパワーメントを推進する。

具体策

- ・「男性中心型労働慣行からの脱却と女性の活躍」を掲げた「第5次男女共同参画基本計画」を実効あるものとするため、男女格差の解消、労働時間規制の強化、非正規労働者の均等待遇など、ジェンダー平等社会を確立すること。
- ・国・地方自治体・公共機関等は、女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画に則って着実な目標達成をはかること。

2) 男女の自立・平等・共生の教育

政策目的

- 人権尊重を基盤にしたジェンダー平等社会を実現するために、学校をはじめ社会のあらゆる分野において連携をはかりつつ、ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実をはかる。

具体策

- ・ジェンダー平等教育指針を策定し、学校教育全体を通してジェンダーの視点を位置づけたカリキュラムづくりをすすめること。教育課程や行事、校務分掌等をジェンダーの視点で見直し、「隠れたカリキュラム」やジェンダー・バイアスの是正にとりくむこと。
- ・管理職をはじめ教職員の男女共同参画やジェンダー平等に対する研修等のとりくみを着実に行うこと。

- ・ジェンダー平等の視点から、教科書の見直しや教材開発、学校の「性別で分けない名簿」をすすめるとともに、スクールセクシュアルハラスメントの防止にとりくむこと。
- ・すべての人が持つ属性であるSOGI(性的指向・性自認)についての理解を深めるための施策や、SOGIに関する差別やハラスメントの解消にむけてとりくむこと。
- ・制服・体操服・水着等を含め、校則等を外国につながる子ども、性的マイノリティの子ども等すべての子どもに配慮したものとなるよう見直しを行うこと。
- ・人権にもとづく包括的性教育が充実するよう、研修の実施や実践資料集等の発行にとりくむこと。また政府は、思春期における子どもの権利等にも配慮し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の知識の普及や、望まない妊娠を防ぐ観点も含めた総合的な施策を推進し、生涯を通じた健康支援を行うこと。
- ・第5次男女共同参画基本計画にもとづき、男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、男女がともに暮らしやすい社会の実現をはかること。また、生活上困難に陥りやすい女性が増加している中で働き方の二極化にともなう諸問題への対策をすすめるとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶にむけてとりくみを強化すること。

3) ジェンダーの視点に立った社会制度・慣行の見直し

政策目的

- 固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造を変革する。

- 人権を冒涜する性の商品化や暴力を許さない社会にむけたとりくみを推進する。

具体策

- ・各種制度において、給付と負担を世帯単位から個人単位とし、性やライフスタイルの選択に中立な税・社会保障制度を確立すること。
- ・政府は、女性の人権と平等を確保するため、個人通報制度と調査制度を有する女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。
- ・男女平等社会実現にむけて、「選択的夫婦別氏制度」の導入や「女性の再婚禁止期間の廃止」等、民法を改正すること。
- ・DV、データDVやストーカー行為などあらゆる暴力の根絶にむけて、「性暴力の加害者・被害者・傍観者にならない教育(包括的性教育)」の導入など、周知・啓発をすすめること。また、全都道府県でのセンターの設置・周知など性犯罪・性暴力被害者支援体制整備等の強化にとりくむこと。

12 平和・人権・環境・共生

1) 憲法理念の実現

政策目的

- 憲法前文・第9条を遵守し、「平和主義」を国際的に発展させる。
- 憲法は、国民の権利保障をはかるとともに国家権力の行使を制限する「立憲主義」にもとづくものであることをふまえ、「個人の尊厳」を重んじた社会を形成する。
- 第99条にもとづき、政府としてあらゆる政策に対して憲法を厳格に適用させる。

具体策

- ・平和で民主的な国家の形成は、教育の力によるものであることをふまえ、平和・人権・共生・民主主義の教育を推進すること。
- ・「集団的自衛権」の行使等を容認する閣議決定は、憲法の「立憲主義」「平和主義」に反することから撤回すること。また、集団的自衛権の行使を可能にする立法や条約・協定の締結を行わないこと。
- ・憲法の「立憲主義」「平和主義」に反する「安全保障関連法」は、廃止すること。
- ・憲法が保障する基本的人権を侵すおそれがある「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」「特定秘密保護法」を廃止すること。
- ・憲法の「平和主義」に反する「敵基地攻撃能力」は保有しないこと。
- ・「緊急事態条項」の新設は行わないこと。
- ・憲法改正案の発議については、国民的議論の場を設定するなど慎重にすすめること。
- ・立憲主義や憲法理念、国民の権利等について学ぶ憲法教育をすべての学年において推進すること。

2) 平和・人権政策

政策目的

- 唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶を世界に訴える。
- 憲法9条の「戦力不保持」をふまえ、自衛隊の役割の見直しと縮小・改編をすすめる。
- 在日米軍再編強化・軍事一体化に反対し、米軍基地の縮小・撤去を行う。また、日米地位協定の抜本的な見直しをはかる。
- 平和、人権に関する国際諸条約を完全批准し、その実現のため国内での法・条例整備などを行う。また、国連、その他の機関からの勧告について、早期に解決する。

具体策

- ・核不拡散条約・包括的核実験防止条約などの発効と核軍縮にむけた国際的な行動を積極的に行うこと。
- ・核兵器禁止条約への署名・批准を行うこと。
- ・日印原子力協定批准を廃止すること。
- ・「非核三原則」を法制化するとともに、各自治体で「非核自治宣言」

言」「非核条例」の制定を行い、平和事業を推進すること。

- ・ヒロシマ・ナガサキでの実践に学び、あらゆる機会に学習・体験する場を積極的に設けること。
- ・ピョンヤン宣言にもとづいて日朝国交正常化にむけた交渉を再開するとともに、東北アジアの非核化にむけてとりくむこと。
- ・武器輸出や他国との研究が自由化された「防衛装備移転三原則」を廃止すること。
- ・防衛費を削減すること。
- ・普天間基地問題を含めた日米軍基地の縮小・撤去を行うこと。また、辺野古への新基地建設を中止すること。
- ・自衛隊の海外派遣は行わないこと。
- ・南西諸島での新基地建設を行わないこと。
- ・原子力空母の横須賀母港化を撤回するとともに、米艦船の民間港の使用を許可しないこと。
- ・オスプレイの配備を撤回するとともに、全国での低空飛行訓練を行わないこと。また、オスプレイの自衛隊への導入を撤回すること。
- ・在日・定住外国人に対する地位・権利・教育などにおける差別的待遇を改善するとともに、「地方参政権」を付与すること。
- ・あらゆる人種差別を禁止する包括的差別禁止法を制定すること。
- ・部落差別、民族差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、部落差別解消推進法をふまえ、その救済をはかる「人権侵害救済法(仮)」を制定すること。
- ・部落差別によるえん罪事件である狹山事件の解決にむけて、提出されている新たな証拠などをもとに再審を早急に行うこと。
- ・被爆二世・三世の健康不安解消にむけ、更なる制度の充実をはかること。
- ・原爆被爆の実態、被爆二世・三世の実態を把握するための調査・研究を推進すること。
- ・沖縄戦における「集団自決」に関する「教科書検定意見」を撤回するとともに、「従軍慰安婦」「侵略」など加害の視点での教科書の記述をすすめるなど、近隣諸国条項を堅持すること。
- ・学校・職場・地域で人権・平和学習を推進すること。
- ・少年法の「改正」が厳罰化や子どもの人権侵害につながることのないようにすること。

3) 環境・エネルギー政策

政策目的

- 脱原発社会の実現にむけて、「原発ゼロ基本法(仮)」を制定する。
- クリーンで安全な自然エネルギーの推進にむけて、研究・開発を促進するとともに法制度を確立する。
- SDGsを推進することにより、自然環境について理解を深める学習や事業を推進し、環境教育の充実をはかる。

具体策

- ・「エネルギー基本計画」(18年7月)及び「2030年エネルギーミックス」(15年6月)を撤回し、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入すること。
- ・「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」について

ては、再生可能エネルギーを主力電源と位置づけること。

- ・再生可能エネルギー推進を宣言し、自治体に政策立案の責務などを規定する「再生可能エネルギー促進条例(仮)」を制定すること。
- ・プルサーマルからの撤退、老朽原発を含む既存原発の再稼働を行わず廃炉をすすめること。また新たな原発の建設を行わないこと。
- ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法」を根本的に見直し、プルトニウムの生成をともなう核燃料サイクルと深地層への放射性廃棄物の処分計画を中止すること。また、プルトニウム削減へのとりくみをすすめること。
- ・原発震災に対する対策を強化し、防災体制づくりを推進すること。また、原子力災害対策指針について、東電福島第一原発事故の実態をふまえPAZ(予防的防護準備区域)におけるEAL(緊急事態区分の基準)とそれとともに防護措置について改善すること。さらにUPZ(緊急防護準備区域)を拡大するとともに、OIL(避難基準)を引き下げる。原発の再稼働を判断する際、UPZ内すべての市町村における実効ある避難計画の整備を条件に加えること。
- ・学校における原子力教育を推進するための都道府県対象事業(教員研修、副教材の作成・購入、見学会など)、原子力体験セミナー、高等学校における原子力人材育成などを対象とした文科省の「原子力・エネルギー教育支援事業交付金」を見直すこと。
- ・大規模災害の教育・生活復興については、子ども・保護者の意見も十分にふまえ、子どもの最善の利益を保障するものとなるようすること。
- ・廃棄物の削減を推進するとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)をふまえた政策を実現すること。
- ・温室効果ガスの削減にむけて、地域の企業と連携して省エネルギーを実践すること。
- ・子どもが主体的にエネルギー・環境について学習することができる場を確保するとともに、災害時に学校が待機・避難所となることから、学校施設での太陽光発電システム、再生可能なエネルギーの実用化を推進すること。
- ・専門機関による放射線量の測定を行い「学校版放射線量マップ」を作成し公表すること。
- ・「原発事故子ども・被災者支援法」にもとづき、近隣県を含めた健康診断や医療費減免などの具体的な施策の策定を、被災者の意見をもとに早急に行うこと。また、19歳以上の福島県民の甲状腺にかかる医療費の無料化を早急に実施すること。
- ・原発事故による避難者への住宅支援等の補償を行うこと。
- ・TPP11協定は、農畜林産物の関税の大幅引下げや撤廃、輸入割当の拡大などによる国内産業への影響が懸念されることから、早急に見直しを行うこと。

4) 共生社会の実現

政策目的

- 障害者が安心して暮らすことができるための条件を整備する。

13 国際連帯

1) 国際連帯

政策目的

- 国際産業別労働組合組織(GUF)の1つである教育インターナショナル(EI)の主要目標「万人のための質の高い教育」をはじめ、次の課題を実現する。
 - 子どもの権利条約の完全実施
 - 人権・労働組合権及び教職員の専門性・地位の改善
 - 教育におけるあらゆる差別の根絶

具体策

- ・SDGsにもとづき、すべての子どもたちが無償かつインクルーシブな初等教育にアクセスできるよう、「万人のための質の高い教育」の実現にむけ、教育予算の拡充、教職員の定数改善などにとりくむ。
- ・公教育の民营化・商業化は、SDGsの理念に反し、持続可能な経済・社会の実現を妨げることから、国際教育産業による公教育への参入を抑制すること。
- ・ILO中核的労働基準など、人権・労働組合権、ジェンダー平等に係るILO条約の早期批准・国内適用法整備および実現にむけてとりくむこと。